

第2次瀬戸市子ども総合計画 (案)

瀬戸市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
5	SDGsの取組	3

第2章 第1次計画の総括

1	第1次計画の進捗評価	4
2	第2次計画の策定にあたっての課題	5
3	第2次計画の策定にあたっての課題のまとめ	17

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	18
2	目指すまちの姿	19
3	基本目標	20
4	施策の体系	22
5	ライフステージごとの方向性	23
6	重点事業	24

第4章 施策の推進

1	子どもの権利を守る	26
(1)	子どもの権利の保障	26
(2)	子どもの権利に関する啓発	28
2	こども・若者の育ちの支援	29
(1)	こどもの健康の支援	29
(2)	乳幼児期のこどもの育ちの支援	30
(3)	豊かな学びの支援	32
(4)	放課後対策	34
(5)	こどもの居場所の確保	35
(6)	こどもの豊かな体験の支援	36
(7)	希望する人がこどもを持てる基盤づくり	40
3	子育て家庭への支援	41
(1)	子育て支援の充実	41
(2)	保育の充実	44
(3)	経済的負担の軽減	46

(4) 地域の子育て支援	47
(5) こどもが安全・安心に過ごせる環境の整備	49
(6) 多様な働き方の支援	50
4 困難な状況に対応するこども・若者、その家庭への必要な支援	51
(1) こどもの貧困問題への対応	51
(2) 児童虐待防止対策	55
(3) 外国にルーツのあるこども・若者とその家庭への支援	57
(4) こどもの発達支援・その家族や地域への支援	58
(5) こども・若者育成支援	61
(6) 地域に根ざした青少年の健全育成	63

第5章 第三期子ども・子育て支援事業計画

1 計画の趣旨	64
2 教育・保育提供区域	64
3 人口の見込み	65
4 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	66
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	68
6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	89
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	91

第6章 計画の推進

1 数値目標の設定	92
2 計画の周知	95
3 計画的な推進	95

1 計画の目的

こども・若者政策は、本市の持続可能性を高める重要な政策です。このため、こどもが若者となり社会に羽ばたくまでを総合的に支援するため、令和2年度に瀬戸市子ども総合計画を策定し、こども・若者や子育てに関する施策の推進を図ってきました。

国においては、令和5年4月1日からこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足し、こどもや若者に関する取組「こども施策」を総合的に推進するためのこども大綱が策定され、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととなりました。市町村においてもこども計画を策定し、こども施策を推進していくことが求められています。

こども・若者を取り巻く環境は、まだまだ多くの課題があり、その解決に向けては、こども・若者やその家庭だけではなく、行政、学校、地域住民、NPO団体、企業等と連携し、まちぐるみで取り組んでいくことが必要です。

そこで、本市が瀬戸市子ども総合計画に基づきこれまで取り組んできた施策を評価、検証し、新たな課題への対応も含め、本市の未来を担うこども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進することを目的として、第2次瀬戸市子ども総合計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条における「市町村こども計画」と、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成します。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく成育医療等に関する計画

また、こども基本法第9条第3項において、「こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。」とされており、こども基本法第10条第2項において、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされていることから、本計画においても次に掲げる事項を含みます。

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

本計画は、瀬戸市子どもの権利条例に定める子ども総合計画であり、本市総合計画をはじめ、以下の計画等と整合を取り、策定するものです。

- ・ 瀬戸市総合計画
- ・ 瀬戸市子どもの権利条例
- ・ 瀬戸市地域福祉計画

さらに、本市の以下の計画と関連しており、連携して進めていきます。

- ・ 瀬戸市教育アクションプラン
- ・ いきいき瀬戸 21 健康日本 21 瀬戸市計画
- ・ 瀬戸市女性活躍推進計画
- ・ 瀬戸市男女共同参画プラン
- ・ 瀬戸市障害者福祉基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・ 瀬戸市自殺対策計画
- ・ 瀬戸市子ども読書活動推進計画
- ・ 瀬戸市緑の基本計画
- ・ 瀬戸市公共施設等総合管理計画
- ・ 瀬戸市保育所整備・運営計画 等

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間です。

4 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期を含めた0歳からおおむね39歳までの子ども・若者です。また、子ども・若者の家庭や地域等も対象とします。

子ども基本法では、「子ども」を「心身の発達の過程にある者」と規定し、年齢で必要なサポートが切れ目ないよう年齢を明示していません。

本計画では、子ども基本法に基づく子ども大綱で示されているとおり、「青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはおおむね39歳までの者も対象とする。）」を主な対象とする場合には、「若者」と表記しますが、必要に応じて、年齢にかかわらず計画の対象として取り扱い、切れ目のない支援を行います。

また、「子ども」の表記については、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合などの特別な場合を除き、平仮名で「こども」と表記します。

SDGsは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」です。2015年9月の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、すべての人にとってより良い未来をつくと決意しています。

さらに、このアジェンダは、「21世紀を生きる人と地球のための憲章です。そして、子どもや若者たちは、変化を起こす重要な主体です。ここに掲げる新たな目標は、より良い世界を創り出すために、彼らの無限の能力を持ち寄ることのできる土台となるでしょう。」と宣言しています。

本計画の推進においても、SDGsの目標達成に資するよう、意識して基本施策に取り組んで、より良い未来をつくりまします。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		すべての人々にとって、持続的だけれども排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)を促進する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		各国内及び各国間の不平等を是正する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章

第1次計画の総括

1

第1次計画の進捗評価

第1次計画では103項目の数値目標を設定して、計画の進捗を図ってきました。章ごとに数値目標の達成状況と取りまとめ、計画の進捗の評価を行います。また、個別の数値目標については次節において掲載しています。

【評価】

- ：目標値を達成したもの
- △：目標値は未達成だが、基準値を満たしているもの
- ×：目標値が未達成で、基準値を満たしていないもの

103項目の数値目標に対して、達成は50項目（49%）でした。

また、未達成は47項目で、未達成のうち基準値を満たしているものは17項目（17%）、基準値を満たしていないものは30項目（29%）でした。

章	節	項目数	○ 達成	△ 改善	× 未達成	— 実績なし	達成率
第1章 すべての子ども ・若者の健やかな 成長	第1節 母子保健	7	3	1	3	-	43%
	第2節 乳幼児期	29	17	4	7	1	59%
	第3節 小・中学生期	3	2	1	-	-	67%
	第4節 すべての子ども・若者 の健やかな成長の応 援	5	3	2	-	-	60%
第2章 社会的自立に困難 を有する子ども・ 若者支援	第1節 困難な状況に応じた 取組	36	14	5	14	3	39%
	第2節 子ども・若者総合支援 拠点の設置	5	3	2	-	-	60%
第3章 子ども・若者と子 育てを応援する社 会基盤の構築	第1節 子どもの権利	2	2	-	-	-	100%
	第2節 子ども・子育て応援社 会の構築	10	5	-	4	1	50%
	第3節 子ども活躍応援社会 の構築	6	1	2	2	1	17%
計		103	50	17	30	6	49%

第1次計画の進捗評価や進捗状況、瀬戸市子ども総合計画改定のためのアンケート調査、子ども・子育て会議、子ども・若者会議等での意見等を踏まえ、第2次計画の策定にあたっての課題を、第1次計画の「施策の展開」で示した項目ごとにまとめました。

主な課題については、対応する第2次計画の施策の番号を末尾に記載しています。[基本目標－施策番号（ページ）]を示しています。

1 すべての子ども・若者の健やかな成長

(1) 母子保健

■第1次計画の目標指標評価

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
1 妊娠・出産・子育てへの支援	マタニティ教室への家族の参加率	79.4%	80.0%	92.6%	○	43%
	「こんにちは赤ちゃん訪問」実施率	94.3%	95.0%	95.4%	○	
2 子どもの健康の保持・増進	6か月児健康相談実施率	98.1%	98.5%	96.1%	×	
	1歳6か月児健診受診率	95.2%	96.0%	95.7%	△	
	3歳児健診受診率	93.7%	94.0%	95.1%	○	
	麻しん風しん混合予防接種 接種率 (第1期)	95%以上	95%以上	91.5%	×	
	麻しん風しん混合予防接種 接種率 (第2期)	95%以上	95%以上	93.2%	×	

第1次計画で取り組んできたこと

- 保健師や看護師が、妊娠・出産に関する正しい知識と技術を持ち、保護者と子どもが心身ともに健やかに、安心して過ごすことができることを目指して、育児相談や訪問相談等を実施し、母親の不安に寄り添うきめ細やかな対応を行ってきました。
- 乳幼児健康診査は、子どもの成長の確認や疾病等の早期発見、子育て支援の重要な場であり、受診勧奨に努め、未把握児がないように取り組んできました。



課題

- 少子化・核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化等により、サポートを受けられず孤立する母親が増えていることから、産前・産後の体制を整備することが重要です。
- 子育て世帯を包括的に支援するため、母子保健と児童福祉が一体となり、より連携を強化し、すべての妊産婦や子ども、子育て家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行うことが重要です。

主な課題

- 保護者の孤立感の高まり [3-4(P47-48)]
- すべての妊産婦や子ども、子育て家庭の状況に応じた切れ目のない支援が必要 [2-1(P29)、3-1(P41-43)]

(2) 乳幼児期

■第1次計画の目標指標評価

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率	
1 非認知能力を育む乳児保育・幼児教育の推進	「自分のことが好き」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合	小学5年生	71.3%	75.0%	68.7%	×	59%
		中学2年生	59.8%	65.0%	61.6%	△	
	「自分は価値のある人間だと思う」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合	小学5年生	63.4%	65.0%	68.3%	○	
		中学2年生	60.6%	62.0%	66.5%	○	
	「自分は他人と上手にかかわれる」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合	小学5年生	72.0%	74.0%	66.8%	×	
		中学2年生	72.0%	74.0%	62.7%	×	
	「目標に向かって頑張ることができる」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合	小学5年生	79.1%	81.0%	82.0%	○	
		中学2年生	76.4%	78.0%	75.0%	×	
	「自分の気持ちをうまくコントロールできる」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合	小学5年生	68.6%	70.0%	71.6%	○	
		中学2年生	69.6%	71.0%	73.1%	○	
	すくすくふれあい広場「出張講座」参加者の満足度（有効回答に占める割合）	98.9%	98.0%	-	-		
2 子育て支援	子育てを楽しんでいると感じる人の割合	93.7%	95.0%	89.3%	×		
	子育ては孤独と思う人の割合	23.1%	20.0%	31.4%	×		
	初めて交通児童遊園、せとつ子ファミリー交流館、プレイルームに来館する人数	1,620人	1,660人	2,649人	○		
	育児サークルの参加者数	3,068人	3,090人	1,757人	×		
	父親向け講座等の参加者数	53人	90人	193人	○		
	父親の来館者数	2,696人	2,730人	3,375人	○		
3 保育サービスの充実	保育園の待機児童数	61人	0人	2人	△		
	利用定員数	2,397人	2,476人	2,446人	△		
	障害児保育実施園	10園	14園	14園	○		
	休日保育実施園	2園	2園	2園	○		
	延長保育実施園	22園	24園	25園	○		
	第三者評価実施園	12園	20園	16園	△		
	保育園での死亡事故件数	0件	0件	0件	○		
	幼稚園の預かり保育実施園	7園	7園	7園	○		

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
	幼稚園教育開始前の保育実施園	5園	5園	5園	○	
	緊急一時保育の実施園	1園	1園	1園	○	
	一時預かり保育の実施園	1園	1園	1園	○	
	交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館・プレイルームでのファミリーサポート事業による援助活動件数	95件	110件	114件	○	

第1次計画で取り組んできたこと

- ・ こどもの自立の基礎となる自己肯定感や非認知能力が乳幼児期から育まれ、その結果として、小学生・中学生の自己肯定感や他人とのかかわり方の意識を高められるよう保護者を対象とする講座の開催や保育園での取組の充実を図ってきました。
- ・ 保育需要に合わせて、待機児童ゼロを目指し、受入を進めています。通常保育に加え、延長保育、休日保育、障害児保育、一時保育等、保護者のニーズに対応した保育の充実を図ってきました。



課 題

- ・ 自己肯定感や非認知能力を育むための乳幼児期の保育や教育と、小学生・中学生の自己肯定感や他人とのかかわり方との関係性や効果を検証するには時間を要するため、長期的及び継続的に取り組むことが必要です。
- ・ 近年家庭において、父親の育児にかかわる意識が高くなってはいるものの、育児が母親のみに負担がかかっている状況も依然多いです。また、共働きの増加や子育て家庭の孤立など、こどもの安全基地としての家庭の力が弱まることが懸念されます。そのため、子育て世帯の働き方の改善を視野に入れ、地域、企業等と連携し、社会全体の子育て能力を高めるための支援が必要です。
- ・ 少子化によりこどもの数は減少傾向ですが、母親の就労は増加傾向にあり、保育需要は依然高い状況です。待機児童が発生していることもあり、引き続き保育の拡充が必要です。

主な課題

- ・ 現代の社会や家庭の状況に対応したこども・子育て支援が必要
[2-1(P29)、2-2(P30-31)、2-4(P34)、3-1(P41-43)、3-3(P46)]
- ・ 保護者のニーズに対応した保育の提供 [3-1(P41-43)、3-2(P44-46)]

(3) 小・中学生期

■第1次計画の目標指標評価

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
2 放課後児童クラブ、放課後学級の整備・充実	「放課後児童クラブ」が楽しいと思う児童の割合（利用児童へのアンケート）	92.0%	95.0%	96.3%	○	67%
	「放課後児童クラブ」の待機児童数	0人	0人	0人	○	
	「放課後学級」が楽しいと思う児童の割合（利用児童へのアンケート）	93.0%	95.0%	94.2%	△	

第1次計画で取り組んできたこと

- ・ 「第2次瀬戸市教育アクションプラン」において「自ら考え、学び、生き抜く力」の育成を掲げています。この実現に向け、当該アクションプランの計画期間中、小中一貫教育を通じて個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図りながら、児童生徒の「協働型課題解決能力の育成」と「郷土愛の醸成」に力を入れてきました。
- ・ 放課後児童クラブ及び放課後学級の運営により、放課後の小学生のこどもの居場所づくりに取り組んでいます。
- ・ 不登校等の子どもや家庭の困難に対し、「教育」と「福祉」を融合したこどもの居場所づくりに取り組んでおり、これまで学習の場所がなかった児童生徒に学びの機会を提供しています。



課 題

- ・ 学校だけでは解決できない課題や多様なニーズへ対応するため、地域との連携・協働を含めた取組が求められていることから、コミュニティ・スクールの推進が必要です。
- ・ 保護者の就労等により放課後児童クラブの利用者数が増えており、安全に過ごせる場所の確保や支援体制の充実を図る必要があります。
- ・ 不登校の児童生徒数が増えています。また、特別な支援や日本語指導が必要な児童生徒も増えています。そのため、個々の児童生徒に応じた「学びの場」の保障や、学校内外のこどもの居場所づくりが必要です。

主な課題

- ・ 課題解決や様々なニーズに対応するための地域と学校の連携・協働 [2-3(P32-33)]
- ・ 個々の児童生徒に応じた「学びの場」の保障、学校内外のこどもの居場所づくり [2-3(P32-33)、2-5(P35)、4-5(P61-62)]

(4) すべての子ども・若者の健やかな成長の応援

■第1次計画の目標指標評価

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
1 子ども・若者に関する相談体制の充実	「困ったときに気軽に相談できる窓口が整っている」と思う子ども・若者・保護者の割合	55.1%	60.0%	60.8%	○	60%
	子ども・若者相談の相談者数	1,041人	1,000人	3,713人	○	
2 子ども読書活動推進						
3 子どもの居場所	小・中学生期、高校生期の子どもの学びの場・体験活動の場の数	107回	150回	151回	○	
	小・中学生期、高校生期の子どもの学びの場・体験活動の場を利用した人数	1,484人	1,700人	1,610人	△	
4 次世代を育む親となるための取組	小さい子ども向けの各種教室やまつり、職場体験等に参加する中学生・高校生・大学生世代の若者の数	369人	450人	403人	△	

第1次計画で取り組んできたこと

- 令和3年度に子ども・若者センターを開設し、相談対応件数は大きく伸びており、気軽に相談できる窓口のネットワークの環境は充実してきました。
- 児童館事業では、遊びを通じた健全育成を目指し、こども向け講座の開催や図書館の活用等、こどもの成長段階に応じて、こどもが自ら考え、チャレンジできるような学びや体験の機会を創出し、こどもにとって心地の良い居場所であることを目指して取り組んできました。



課題

- 特に思春期のこども・若者は、心身ともに成長の過程にあるため、信頼できる大人とかがわることができる機会を創出することが重要です。
- こども・若者が自ら考え、体験し、学べる場所と機会を創出するとともに、こども・若者を尊重し応援する地域社会の風土を醸成することが重要です。
- 若者が次世代の親となることに意味や価値を見出せるように、小さなこどもと触れ合う機会を創出することが重要です。
- 引き続き、気軽に相談できる場の充実や質の向上に取り組んでいくことが必要です。

主な課題

- 信頼できる大人や地域社会とのかかわりを持てる機会が必要 [2-5(P35)、2-6(P36)、3-4(P47-48)]
- こども・若者が自ら考え、遊び、体験できる場所と機会の不足 [2-5(P35)、2-6(P36)]

2 社会的自立に困難を有する子ども・若者支援

(1) 困難な状況に応じた取組

■第1次計画の目標指標評価

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
1 子どもの貧困問題への対応	瀬戸市の子どもの貧困率	7.1%	6.9%	-	-	39%
	瀬戸市のひとり親世帯の子どもの貧困率	50.2%	45.0%	-	-	
	瀬戸市の生活保護世帯の高校進学率	85.7%	86.5%	80.0%	×	
	瀬戸市の生活保護世帯の大学進学率	40.0%	41.0%	12.5%	×	
	「高校までの教育を受けさせたいが、経済的に難しい」と回答する中学2年生保護者の割合	2.3%	2.0%	9.5%	×	
	「大学までの教育を受けさせたいが経済的に難しい」と回答する中学2年生保護者の割合	23.5%	20.0%	34.7%	×	
	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を受け、資格を取得することにより就業（ステップアップ）につながったひとり親の数	5人	5人	1人	×	
2 児童虐待防止対策の強化	3か月児健康診査未受診児のうちの状況未確認児数	0人	0人	(未受診9人) 未把握児0人	○	
	1歳6か月児健康診査未受診児のうちの状況未確認児数	0人	0人	(未受診19人) 未把握児0人	○	
	3歳児健康診査未受診児のうちの状況未確認児数	0人	0人	(未受診34人) 未把握児0人	○	
	「保護者から、たたかれ たり、なぐられたりする」 と回答する子ども・若者の割合	小学5年生	20.9%	5.0%	25.0%	×
		中学2年生	21.9%	10.0%	22.2%	×
		17歳	21.1%	10.0%	37.8%	×
		19-29歳	42.5%	20.0%	42.7%	×
	児童虐待死亡数	0人	0人	0人	○	
	子ども・若者センターによる児童虐待相談対応件数（新規受付件数）	175件	200件	223件	○	
	再通告者数	10人	8人	22人	×	
	「困ったときに気軽に相談できる窓口が整っている」と回答する子ども・若者の割合	小学5年生	68.6%	80.0%	77.4%	△
		中学2年生	49.4%	60.0%	67.2%	○
		17歳	35.5%	50.0%	45.5%	△
19-29歳		27.4%	40.0%	46.4%	○	
子ども・若者センターの相談件数	1,212件	1,400件	3,099件	○		
3 外国人の子どもやその家族への支援	外国人生徒の高校進学率（定時制を含む）	95.2%	96.0%	88.9%	×	
	日本語初期指導が必要な児童生徒に対する初期指導の割合	100.0%	100.0%	100.0%	○	

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
4 障害（又はその疑い）のある子ども・若者への支援	子どもの基本的な生活習慣の自律が進んだと思う保護者の割合 ※のぞみ学園保護者アンケート	-	80.0%	100.0%	○	
	親子支援プログラム終了時点で、以前より子育てに自信が持てるようになった参加者の割合 ※親子支援プログラム参加者アンケート	-	80.0%	70.0%	△	
	特別支援教育リーダー養成講座参加者数（累計人数）	54人	90人	137人	○	
5 自殺対策	瀬戸市の自殺率 ※人口10万人当たりの自殺死者数	16.62%	11.6%	19.42% (R4)	×	
6 不登校、ひきこもりの子ども・若者への支援	ひきこもりの若者の割合	1.68%	1.50%	-	-	
	困ったときに気軽に相談できる窓口が整っていると回答する若者の割合	17歳	35.5%	50.0%	45.5%	△
		19-29歳	27.4%	40.0%	46.4%	○
	相談・支援につながった若者とその家族の人数（延べ人数）	28人	90人	71人	△	
	子ども・若者総合相談センターの設置	0箇所	1箇所	1箇所	○	
7 地域に根ざした非行防止等健全育成	地域見守り活動を行う少年センター支部数	8箇所	8箇所	8箇所	○	
	少年補導人数	220人	210人	347人	×	
8 インターネット普及への対応	出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した被害少年数（愛知県）	124人	122人	157人	×	

第1次計画で取り組んできたこと

- ・ 困難を有する子ども・若者への支援について、貧困、児童虐待、外国人、障害、自殺、不登校・ひきこもり、非行、インターネット利用の拡大等に対して、様々な取組を進めてきました。
- ・ こどもに関する手当の支給、こども食堂への支援、子ども・若者センター設置による相談・対応体制の整備等により、こども・若者に対して様々な支援を実施しています。
- ・ 「子どもの今・未来応援基金」を創設し、市民・企業の方々から多くの寄附をいただきました。



課題

- ・ 様々な取組や支援を進めていますが、困難を有する子ども・若者は増加傾向が続いています。相談・対応体制の強化が必要なことから、専門性を高める研修の受講等により職員の質を向上するとともに、要保護児童対策地域協議会やこども・若者支援地域協議会等により、関係機関や地域との連携を図ることが求められます。
- ・ こども・若者やその家庭が、困難に陥ることを予防するための各種施策の充実や、早期に発見し専門的な支援につなぐことができる体制づくりに加え、地域で活動する様々な支援関係者・団体・機関が、その強みを活かしながら連携し、こども・若者を“面”として支える地域づくりをさらに充実させていくことが重要です。

主な課題

- ・ 貧困と虐待に対応するための経済的・包括的支援拡充が必要
[4-1(P51-54)、4-2(P55-56)]
- ・ 困難を抱える子ども・若者を地域で見守り支えていくための、地域資源の開拓と関係機関との連携強化が必要 [4(P51-63)]

(2) 子ども・若者総合支援拠点の設置

■第1次計画の目標指標評価

指標		基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
「困ったときに気軽に相談できる窓口が整っている」と回答する子ども・若者の割合	小学5年生	68.6%	80.0%	77.4%	△	60%
	中学2年生	49.4%	60.0%	67.2%	○	
	17歳	35.5%	50.0%	45.5%	△	
	19-29歳	27.4%	40.0%	46.4%	○	
子ども・若者総合相談支援拠点（子ども・若者センター）での相談者数		-	2,490人	3,170人	○	

第1次計画で取り組んできたこと

- 令和3年度に子ども・若者センターを開設し、①子育て総合相談窓口、②児童虐待等相談対応、③若者相談・支援の3つの機能を一体化し、地域連携しながら、包括的な支援を実施しています。
- 子ども・若者センターの開設により、相談対応件数総数は、開設前の2倍程度に大きく増加しましたが、少子化や共働きの増加、経済格差の拡大等により、困難を抱えるこども・若者や子育て世代がこれまで以上に顕在化している状況であり、社会全体の情勢や統計から、この状況は今後も拡大することが予想されます。
- 改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化に向けて、「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。このことから、本市においても、子ども・若者センターの機能にこども家庭センターの機能を追加した「こども若者家庭センター」を令和7年4月に設置します。



課題

- 「こども若者家庭センター」を中心に母子保健と児童福祉の連携をさらに強化することが求められています。
- 家庭支援事業の推進、関係機関との連携、専門職の配置等により、こども・若者とその家族を対象に切れ目なく支援する体制の強化が必要です。

主な課題

- 相談・支援ニーズの拡大に対応できる体制づくりが必要
[3-1(P40-42)、3-4(P47-48)、4-5(P61-62)]
- こども・若者とその家庭へきめ細かな支援が必要 [4(P51-63)]

3 子ども・若者と子育てを応援する社会基盤の構築

(1) 子どもの権利

■第1次計画の目標指標評価

指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
子どもの権利について「内容を知っている」と答える子ども及び保護者の割合	8.9%	20.0%	29.9%	○	100%
子どもの意見表明の機会（市把握分）	2回	3回	3回	○	

第1次計画で取り組んできたこと

- ・ 本市では、子どもの権利を守るため、こども・若者の参画を得て、令和4年10月に瀬戸市子どもの権利条例を制定し、関連事業の推進を図ってきました。
- ・ こども・若者の意見表明の場として、こども・若者会議を継続的に開催しています。



課 題

- ・ 子どもの権利及び子どもの権利条例の認知度を高めるために、こども・若者たちと共に、積極的な啓発活動を継続的に実施することが重要です。
- ・ 様々な方法でこども・若者の意見を聴取し、施策や計画等に反映するために、こども・若者たちが政策決定や地域の活動に参画できるようなプラットフォームの整備が必要です。

主な課題

- ・ 子どもの権利及び子どもの権利条例の認知度の向上 [1-1(P26-27)]
- ・ こども・若者の意見表明の機会の拡充及び施策等への反映による具現化が必要 [1-1(P26-27)]

(2) 子ども・子育て応援社会の構築

■第1次計画の目標指標評価

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
1 希望する人が子どもを持てる基盤づくり	理想の子どもの人数より実際の子どもの人数が1人以上少ない人の割合	35.4%	34.0%	37.3%	×	50%
	合計特殊出生率	1.32	1.32	1.21 (R4)	×	
2 ライフ・ワーク・バランス	平日に子どもとかわる時間が少ないと思う保護者の割合	59.6%	56.6%	54.0%	○	
	25～39歳の女性人口に占める有業者の割合	66.56%	-	-	-	
	「ファミリーフレンドリー企業」に登録している市内企業数	15社	22社	22社	○	
3 地域、社会との連携	子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる保護者の割合	67.0%	70.0%	55.8%	×	
	子育て支援に取り組む地域の数(サロン・講座・交流イベント等)(市把握分)	25	25	18	×	
	市内「はぐみん」優待シヨップ登録件数	73件	77件	83件	○	
	困ったときに気軽に相談できる窓口が整っていると思う子ども・若者・保護者の割合	55.1%	60.0%	60.8%	○	
	子育て総合支援センターにおける相談の関係機関へのつなぎ件数	238件	300件	382件	○	

第1次計画で取り組んできたこと

- 希望する人が、理想とする人数のこどもを持つことができ、仕事と家庭の両立(ライフ・ワーク・バランス)の整った社会の中で、保護者が子育ての時間を十分に確保できている姿を目標に、子育て家庭への経済的な支援、男性の育児参画に関する講座の実施、事業者や保護者へのライフ・ワーク・バランスに関する啓発活動等に取り組んできました。



課題

- 地域でこども・若者や子育て世帯を支援する取組も進められていますが、支えている地域の方々の高齢化や後継者不足、支援物資の確保が困難な状況等の課題が表出しています。
- こども・若者や子育て世帯を支援する取組を持続的に進めるため、市民や関係団体、企業等と連携し、社会全体の子育て能力を高める必要があります。

主な課題

- ライフ・ワーク・バランスの整った社会の構築を目指すための啓発が必要 [3-6(P50)]
- 社会全体の子育て能力を高めるための人的・物的支援の不足 [4-1(P51-54)]

(3) 子ども活躍応援社会の構築

■第1次計画の目標指標評価

区分	指標	基準値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	評価	達成率
1 子ども・子育て環境の充実	「公園など子どもが安心して遊べる場所がある」という項目に対し、「不満」と答える保護者の割合	36.7%	29.0%	56.8%	×	17%
	都市公園における健全度の確保された遊具の割合	64.4%	93.1%	91.1%	△	
2 子どもの夢・チャレンジの応援	25～39歳の人口に占める有業者の割合	77.02%	-	-	-	
3 広報啓発・情報提供	せとっ子ねっとトップページアクセルユーザー数	4,277ユーザー	4,500ユーザー	4,569ユーザー	○	
	子育てをする知人・友人に対し、「瀬戸市で暮らすことについておすすめしたい」と感じる市民の割合	53.7%	56.0%	54.0%	△	
	25～39歳の人口の社会増	48人	70人	▲45人	×	

第1次計画で取り組んできたこと

- ・ こどもたちが自ら考え、学び、それぞれの夢や自立に向かっていくためには、ものづくり・文化・スポーツ・自然等の豊かな実体験が必要であるため、様々な機関・団体と連携しながら、実体験できる場所と機会の創出に取り組んできました。
- ・ こどもや子育て家庭が安心して外出できるように、計画的な環境整備を進めてきました。



課題

- ・ 体験の場所と機会を創出する活動を持続可能なものとするための体制の強化や、新たな体験の場所と機会の創出が必要です。
- ・ こどもたちが体を思いきり動かす機会や場所が少なくなり、こどもの体力低下やインターネットへの依存が問題視されています。身近な場所でこどもたちがのびのびと遊ぶことができる場所を創出するため、地域住民のニーズに合わせた公園の整備等、計画的な環境整備が必要です。

主な課題

- ・ こども・若者の自立を育む豊かな体験ができる場所と機会の不足 [2-6(P36-39)]
- ・ こどもたちが思いきり体を動かして遊ぶことができるための環境整備が必要 [3-5(P49)]

第1次計画期間中には、既存事業に加え、新たな取組として、子どもの権利条例制定、子ども・若者センターの設置、子どもの今・未来応援基金の創設、子ども・若者会議の設置を行いました。特に子どもの権利条例は、素案作りから条例の周知活動まで、子ども・若者会議委員と共に取り組み、こどもの視点を大事にしながら推進を図ってきました。

今後も子どもの権利のさらなる周知、このようなこども・若者の主体的な活動の機会づくり、さらには、こども・若者が自らの意見を表明し、政策決定や地域の活動に参画できるようなプラットフォームの整備を進めることが重要です。

子どもの権利については、アンケート調査結果により、こども自身も含め、こどもにかかわる大人の理解も十分には進んでいないことが明らかになりました。今後も積極的な周知と理解の向上を図る必要があります。

子育て世代の経済的な状況や女性活躍の推進に伴い、出産後も働き続ける母親も増えてきました。そのため、0歳から2歳までの低年齢児の保育や放課後児童クラブの利用ニーズが高まり、待機児童が発生する状況にもなっています。また、こどもが保育園や放課後児童クラブで過ごす時間が長くなっていることから、保育内容や体制の充実が必要です。

こどもが置かれている環境にかかわらず、多様な体験やチャレンジできる場や機会が求められています。また、こどもたちが、身体を思いっきり動かして遊べる場所の確保や安心して過ごせる居場所へのニーズも高まっています。

特に居場所については、すでにこどもの居場所となっている児童館や図書館等の既存の施設だけではなく、小・中学生だけではなく、若者を含め、一人ひとりの「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」が実現できる居場所づくりを進めていく必要があります。

これらの取組を進めるためには、行政、学校、地域住民、NPO団体、企業等を含む「地域社会」で、こどもと大人のお互いが感じ方や考え方の違いを理解し、交流を深めながら、一緒にこども・若者施策を進めていくことが重要です。地域のつながりが希薄化している中で、市民の主体的な活動が持続可能なものとなるための支援が求められています。また、いずれ社会の担い手となるこども・若者自身が支援されるだけではなく、支援する側として、深くかかわるまちに繋がるような基盤を整えることも大切です。

インターネットの進展や核家族化の進行等、人とのつながりが弱まっていたところに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、人との交流が阻まれ、社会活動が停滞したことで、こども・若者や主に母親の人とのかかわり方も変化し、社会的孤立が加速化したと言われています。

このため、子育てに不安を持つ保護者のニーズを的確にとらえ、相談体制の充実やきめ細かい子育て支援が求められています。さらに、貧困、虐待、ひきこもり等の困難を抱えるこども・若者やその家族を切れ目なく支援し、特に虐待に関する予防の強化が必要です。また、性的虐待等を含む不適切な養育や性被害への対応等、子どもの権利を著しく侵害する行為への対応が必要となっています。

対応にあたっては、職員ひとり一人の資質の向上に努め、専門性を高めるとともに、専門家や関係機関と連携、協力して取り組んでいくことが重要です。

子どもの最善の利益が優先して考慮されること

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約であり、こどもが権利をもつ主体であることを明確にしています。子どもの権利条約の基本的な考え方である「子どもの最善の利益」は、「子どもにとって最もよいこと」であり、こどもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるとされています。日本では、条約を批准して約30年後の令和5年4月1日に施行されたこども基本法に、この考え方が取り入れられています。

また、国連子どもの権利委員会が日本に対して、「社会の競争的な性格によりこども時代と発達が悪化することなく、こどもがそのこども時代を享受することを確保するための措置をとること」と要請しており、日本の競争的な社会により、こども・若者の児童期、思春期、青年期における様々な経験を積む時間や機会が奪われていること、またそれによる発達への影響を危惧されています。

価値観や選択肢が多様化する現在において、過去の経験や固定概念等から、「こうあるべき」とこども・若者に語りかけることは、こども・若者の自信の喪失や選択肢を狭めてしまうことにつながる場合があります。そのようなことを日常の中で感じているこども・若者が、「自分らしく生きたい」と望んでいると考えられます。

こども・若者は、発達段階ごとに様々な経験を通して、成功や失敗を繰り返しながら視野を広げ、自己探求を深め、成長していきます。そして、こども・若者が自ら考え、行動することで、その経験の深みが増していきます。

本市においても、こども・若者が自分らしく生きることができるよう、過去の経験や固定概念等によってこどもに関することを決めるのではなく、「子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

以上のことから、同条例において、「子どもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、子どもの健やかな育ちをまちぐるみで総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基盤として子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境(子どもにやさしいまち)を整えることが重要となります。」と示していることも踏まえ、本計画の基本理念を、「子どもの最善の利益が優先して考慮されること」とします。

子どもにやさしいまち

～子どもが、安全に安心して、自分らしく生き、 主体的に参加し、のびのびと豊かに育つことができるまち～

いつ、いかなる時も、子どもの権利が守られ、こども・若者が自分の意見や考えを述べることができる等の子どもの権利が行使できる社会であることが重要です。

こども基本法は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組み、総合的に推進することを目的として策定されています。

本市におけるこどもまんなか社会とは、子どもにやさしいまちのことです。

子どもにやさしいまちとは、子どもの権利を大人もこどもも理解し、保障される環境のことです。その環境が整うことで、こどもは、安全に安心して過ごすことができ、自分らしく生きられるのです。また、こども自身がかかわることに主体的に参加し、意見を述べることもできます。その結果として、こども・若者がそれぞれの夢や目標に向かって、のびのびと豊かに育つことができるのです。

本計画では、子どもの最善の利益が優先して考慮されながら、社会がこども・若者を切れ目なく育てていくことを明確に示すため、瀬戸市子どもの権利条例に示す「子どもにやさしいまち(子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境＝子どもが、安全に安心して、自分らしく生き、主体的に参加し、のびのびと豊かに育つことができるまち)」を目指すまちの姿として取り組んでいきます。

これからのこども・若者施策を進めるうえで、こども・若者を中心にした地域のネットワークが有効に機能することが大変重要であり、そのためには、第2次計画の策定にあたっての課題にもあるように、「地域社会で子育てを支援していく」という考え方を、本市をはじめ関係機関はもとより、広く地域社会で共有することが必要です。

基本理念である「子どもの最善の利益が優先して考慮されること」の実現を目指すために、以下の4つの基本目標を掲げ、地域社会全体で子育てを支援していきます。

(1) 子どもの権利を守る

こどもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り開く主体です。こどもは、大人と同じように、一人の人間として様々な権利を有しています。

しかしながら、子どもの権利は、差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられること等、守られていない状況もあり、こどもを取り巻く大人や社会全体で子どもの権利を守る必要があります。

瀬戸市子どもの権利条例では、「安全に安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「主体的に参加する権利」「のびのびと豊かに育つ権利」の4つの権利を子どもの権利として、位置づけています。

子どもの権利の理解を促進し、こども・若者をはじめ、保護者や地域、社会全体で子どもの権利を守る環境を整えていきます。

(2) こども・若者の育ちの支援

こども基本法では、こどもとは「心身の発達過程にある者をいう」とされています。これは、こどもが年齢に区切られるのではなく、こども・若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが、こども・若者にとっても、社会にとっても重要だからです。

こども・若者が心身共に健やかに育ち、個性が尊重され、様々な遊びや学びの体験を通じて生き抜く力を育めるように支援していきます。

また、こども・若者が意見を表明し、社会に参画する機会を作っていきます。

(3) 子育て家庭への支援

こども・若者にとって、家庭は大切な居場所であり、こども・若者にとっての安全基地です。しかし、子育てに係る環境が大きく変化している中で、子育て支援の在り方を変える時期に来ていると考えます。瀬戸市子どもの権利条例でも、保護者の責務だけではなく、地域住民等の役割を規定しています。そのうえで、社会全体でこども・若者を育てていく風土づくり、文化づくりに向けた支援を行っていきます。

また、こども・保護者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる子育て支援策の充実や相談体制の整備、仕事と家庭の両立ができるよう社会環境を整備します。

(4) 困難な状況に対応するこども・若者、その家庭への必要な支援

貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等、権利が侵害される状況にあり、こども・若者とその家族を取り巻く環境に様々な困難を抱える人たちがいます。こども・若者が持つ可能性を高めるためにも、その生まれ育った環境に左右されず、それぞれの夢や希望に向かって、幸せに暮らしていけるように、子どもの権利を守り、その家庭を含めた必要な支援を行います。

本計画は目指すまちの姿を実現するために、4つの基本目標とそれに基づく施策を以下のように位置づけて計画の推進を図っていきます。

	基本目標	施策
目指すまちの姿 子どもにやさしいまち	1 子どもの権利を守る	① 子どもの権利の保障 ② 子どもの権利に関する啓発
	2 こども・若者の育ちの支援	① こどもの健康の支援 ② 乳幼児期のこどもの育ちの支援 ③ 豊かな学びの支援 ④ 放課後対策 ⑤ こどもの居場所の確保 ⑥ こどもの豊かな体験の支援 ⑦ 希望する人がこどもを持てる基盤づくり
	3 子育て家庭への支援	① 子育て支援の充実 ② 保育の充実 ③ 経済的負担の軽減 ④ 地域の子育て支援 ⑤ こどもが安全・安心に過ごせる環境の整備 ⑥ 多様な働き方の支援
	4 困難な状況に対応するこども・若者、その家庭への必要な支援	① こどもの貧困問題への対応 ② 児童虐待防止対策 ③ 外国にルーツのあるこども・若者とその家庭への支援 ④ こどもの発達支援・その家族や地域への支援 ⑤ こども・若者育成支援 ⑥ 地域に根ざした青少年の健全育成

本計画では、ライフステージにかかわらず該当する施策とこどもや若者の特定のライフステージのみに実施する施策があります。

各施策とライフステージとのかかわりを以下の表にまとめました。

施策	妊娠期	乳児期	幼児期	学童期	青年期
基本目標1 子どもの権利を守る					
① 子どもの権利の保障					
② 子どもの権利に関する啓発					
基本目標2 こども・若者の育ちの支援					
① こどもの健康の支援					
② 乳幼児期のこどもの育ちの支援					
③ 豊かな学びの支援					
④ 放課後対策					
⑤ こどもの居場所の確保					
⑥ こどもの豊かな体験の支援					
⑦ 希望する人がこどもを持てる基盤づくり					
基本目標3 子育て家庭への支援					
① 子育て支援の充実					
② 保育の充実					
③ 経済的負担の軽減					
④ 地域の子育て支援					
⑤ こどもが安全・安心に過ごせる環境の整備					
⑥ 多様な働き方の支援					
基本目標4 困難な状況に対応するこども・若者、その家庭への必要な支援					
① こどもの貧困問題への対応					
② 児童虐待防止対策					
③ 外国にルーツのあるこども・若者とその家庭への支援					
④ こどもの発達支援・その家族や地域への支援					
⑤ こども・若者育成支援					
⑥ 地域に根ざした青少年の健全育成					

本計画の推進にあたっては、次の3つの事業について重点的に取り組みます。

1 こども・若者の意見の実現

本市では、こども・若者に関する政策を、本市の持続可能性を高める重要な政策の一つとして位置づけ推進してきました。第1次計画期間中には、瀬戸市子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の周知、権利擁護の取組を進めてきました。

瀬戸市子どもの権利条例には、子どもの権利の一つとして「主体的に参加する権利」があります。本市の施策、計画の推進にあたっては、子どもの権利擁護に取り組んでいきます。また、こども・若者の意見を取りまとめ、その内容を反映し、事業の推進を行っていきます。さらに、こども・若者会議では、公募により委員を募集し、定期的に会議を開催して、子どもの権利に関する啓発事業や市の事業に対する意見表明、イベントの実施等、こども・若者の主体的な取組を推進しています。

第2次計画においても、こども・若者会議を継続して開催し、子どもの権利に関するさらなる周知活動や、子どもの権利擁護に取り組み、こども・若者の主体的な活動を支援していきます。

さらに、本市が取り組むこども・若者に関する施策の推進や計画の策定にあたっては、「主体的に参加する権利」を行使できるようこども・若者の参画を促し、意見表明の機会を拡充していきます。そのうえで、こども・若者の意見を反映し、協働して施策の進捗を図ります。

2 こども・若者の居場所づくり

本市では、児童館をはじめ、地域交流センターや公民館、図書館等を、小学生から高校生・大学生等の若者も含めて活動を行う、こども・若者の居場所として提供しています。第1次計画期間中には、不登校や家庭に課題のあるこどもを対象に、学校内で生活習慣の形成や学習のサポートなどを行う「せと“ここ”ほっとルーム」を各中学校に整備してきました。

今後も、こども・若者の居場所づくりは、多様な体験や様々な人との交流、信頼できる大人とのかかわりを持てるように、地域の方々と協働し、こども・若者の声を聴きながら進めていきます。

また、孤独や孤立を感じるこども・若者のサポートを拡充するために、家庭や学校だけでなく、こども・若者が安心して過ごせる場所をさらに整備していきます。

こども・若者が行きたい、過ごしたいと思える場所、安心して、自分らしく過ごすことができる場所、そこにいてもいいと思える場所、居場所といえる場所と機会を、児童館等の既存の施設も活用しながら整備することで、こども・若者が「瀬戸って良いな」、「瀬戸で暮らし続けたい」と思えるように取組を進めていきます。

3 こども若者家庭センター事業の充実

本市では、第1次計画期間中に「子ども・若者センター」を開設し、0歳から30歳代の子ども・若者やその家庭が困ったときに、年齢による切れ目なく相談・支援を受けられる体制を整備しました。令和7年4月には、これまでの機能に、こども家庭センター機能を追加し、「こども若者家庭センター」を設置します。

これによりすべての妊産婦や乳幼児にかかわる母子保健機能を通じて、虐待への予防的な対応や子育てに困難を抱える家庭の早期発見にも、センターとして取り組んでいきます。

さらに、成長過程を通じて子ども・若者とその家庭が困ったときに、専門職による相談対応、地域資源の掘り起こしや連携による家庭支援事業の推進、関係機関との連携などにより、継続的で切れ目のない支援を実施する体制を強化します。

特に、若者の相談・支援件数は大きく増加しており、本市の特徴である若者世代までの切れ目のない支援体制を生かし、小さいころからの見守りや、中学校卒業後の相談、居場所、社会参加など、継続的で切れ目のない支援により、将来、精神的にも社会的にも自立できるよう、本人にとって希望ある未来を描くサポートを行います。

基本目標

1

子どもの権利を守る



(1) 子どもの権利の保障

瀬戸市子どもの権利条例で位置づけられている「安全に安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「主体的に参加する権利」「のびのびと豊かに育つ権利」の4つの子どもの権利について、こども自身が理解を深めるための情報提供や意識啓発を行います。

子どもの権利が適切に保障され、権利侵害された場合は速やかに救済されるように、専門機関と連携しながら取り組んでいきます。

また、こども・若者が自らのことについて、意見を形成し、意見表明をする場を設けます。大人はこれらの意見を聴き、尊重、対話しながらともに進めていきます。

子どもの権利の保障			
1-1-1	子どもの権利条例の推進	子どもの権利が保障され、「子どもにやさしいまちづくり(※)」を実現するため、令和4年10月に瀬戸市子どもの権利条例を制定しました。子どもの権利及び瀬戸市子どもの権利条例の周知を推進します。 ※子どもの権利を満たすために積極的に取り組むまちのこと	こども未来課
1-1-2	子どもの権利擁護委員の設置	瀬戸市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利擁護委員を設置し、相談支援等により、こどもを権利侵害の状態から救済し、子どもの最善の利益の実現を図ります。	こども未来課
1-1-3	スクールロイヤーの配置	学校における解決が困難な児童生徒の人権にかかわる問題について、弁護士が相談を受け、子どもの最善の利益を念頭に置き、教育及び福祉の視点を取り入れた法的指導助言を行い、学校運営の安定等を通じて、こどもの人権を保障します。	学校教育課

子どもの権利に関する学習機会の提供			
1-1-4 4-2-2 (再掲)	子どもに対する取組	幼児期の「命の学習」や小・中学校での性教育などを通じ、子ども自身が自らを守る力を育てます。	せとっ子ファミリー交流館 保育課 学校教育課
1-1-5	子どもの違いを認め合う教育	学校では、自己肯定感を高められる子どもを育てるため、一人ひとりの違いを認め合う教育を推進します。さらに、様々な価値観を大切にできるよう、自分とは違う考えを受け入れ、子どもが互いを尊重しあう教育を推進します。	学校教育課
1-1-6	人権教室の開催	小・中学生を対象とした人権教室や講話を実施します。	社会福祉課

子どもの権利が侵害された場合の取組			
1-1-7	子どもの人権SOSミニレターの配布	学校を通じて児童生徒に「SOSミニレター」を配布し、子どもの人権侵害に関する問題の把握と解決への支援につなげます。	社会福祉課

こどもの意見表明の場の確保			
1-1-8	子ども・若者会議の開催	子ども・若者が、自ら会議やイベントなどを企画、検討し、自分の意見を表明でき、他者の考えを認め、合意形成を図ることや市政に意見を述べる機会を提供します。	子ども未来課
1-1-9	議会体験の実施	学校が校外学習として議会見学を行う機会等を活かし、子どもが市政へ関心を持ち、参加する機会、意見を表明することができる機会を提供します。	議事課

(2) 子どもの権利に関する啓発

いじめや体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという考えを社会全体で共有するため、また、困難を抱えながらも SOS を発信できない子どもや若者に支援の手を差し伸べるために、子どもや若者にかかわりうるすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める活動を進めます。

子どもの権利に関する社会全体の意識醸成

1-2-1	人権週間の周知	「人権擁護委員」の日や「人権週間」などの各種イベントに合わせ、広報への掲載等により啓発活動を行い、人権を守る意識を高めます。	社会福祉課
-------	---------	--	-------



(1) こどもの健康の支援

生涯にわたって心身ともに健やかな状態で過ごすためには、こどものころからの取組が必要です。こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識と責任を持ち、健康診査の受診や予防接種を着実に実施できるよう支援します。

また、将来の妊娠に向けて若者が自らの生活や健康に向き合うプレコンセプションケア (Preconception care)、性や妊娠に関する正しい知識、妊娠や出産に関する女性特有の健康課題等について理解を深められるよう啓発を推進します。

母子保健の推進			
2-1-1 3-1-8 (再掲)	乳幼児健康相談の実施	毎月1回、乳幼児とその保護者に対し、身体計測・育児相談等の機会を提供します。	健康課
2-1-2	こどもの健康診査・健康相談の実施	3か月児、6か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査・健康相談を実施し、発育・発達の状況、病気の有無の確認と育児相談を行います。	健康課
2-1-3	こどもの歯科健康診査の実施	1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に、歯科診察、フッ素塗布を実施します。	健康課
2-1-4	健診未受診児の受診勧奨	各健診の未受診児に対し、電話や手紙、家庭訪問等により、受診勧奨を実施し、状況把握を行います。	健康課
2-1-5	予防接種の実施	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防を図るとともに、予防接種を受けた本人が病気にかからないように、あるいは、かかっても重くならないようにする役割や、免疫疾患等で予防接種を受けられない他者を間接的に感染から守る役割も持っています。適切に予防接種ができるよう、予診票の発行や接種スケジュールの相談などを行います。	健康課

(2) 乳幼児期のこどもの育ちの支援

本市には、公立保育園が10園、公設民営保育園が2園、民間保育園が14園、小規模保育施設が2施設、事業所内保育施設が1施設、病児保育施設が1施設あります。

一人ひとりのこどもに寄り添い、多様な保育を提供し、こどもの健やかな成長を支援しています。

また、こどものアレルギーや睡眠時の対応、保育士の研修の充実等、保育士の資質の向上にも継続的に取り組み、質の高い保育の提供に努めています。

こどもの心身の状況や保護者の就労状況等こどもの置かれた環境に十分に配慮しつつ、こどもの育ちを等しく、切れ目なく保障します。

保育内容の充実			
2-2-1 3-2-10 (再掲)	「生命の保持及び情緒の安定」及び「養護と教育の一体性」の実践	保育士が養護的な働きかけや環境をすることにより、園児の「生命の保持及び情緒の安定」を図ります。また、養護と教育の一体性を強く意識したうえで実践を行います。	保育課
2-2-2 3-2-11 (再掲)	幼児教育及び保育と小学校との連携	幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、切れ目のない支援をします。	保育課 児童発達支援センター発達支援室 学校教育課

保育士の資質の向上			
2-2-3 3-2-12 (再掲)	保育士研修の推進	職務経験別研修や専門研修を通じてより専門性を高めるとともに資質向上につなげます。また、「共育（ともそだ）て」の重要性について共有を図り、実践につなげます。	保育課
2-2-4 3-2-13 (再掲)	公立保育園の公開保育	保育士を対象に保育を公開し、専門性を高めるとともに保育士が互いの資質向上につなげる機会にします。	保育課
2-2-5 3-2-14 (再掲)	保育士・幼稚園教諭等の合同研修	幅広い分野での経験や知識の交換や研修を通じて交流を深め、より専門性を高めるとともに資質向上につなげます。	保育課 幼稚園 児童発達支援センター発達支援室
2-2-6 3-2-15 (再掲)	エピペン研修会	毎年、医師を講師とし、研修会を実施します。ロールプレイングで実際にエピペントレーナーを使用し、緊急時のシミュレーションを行います。	保育課

保育施設の整備			
2-2-7 3-2-16 (再掲)	保育施設の整備 ※「公共施設等総合管理 計画」の「個別施設計 画」に基づくもの	保育環境を整えるため、エアコンや非常通報 装置など備品の更新、草刈りや樹木の剪定な どの環境整備、大規模改修工事等を行います。	保育課

きめ細やかな対応の充実			
2-2-8 3-2-17 (再掲)	午睡時の健康チェッ ク	睡眠時マニュアルを整備します。0歳児5分 ごと、1歳児10分ごと、2歳児10分ごと に午睡時健康チェック表を用いて管理します。 0歳児に午睡センサーを導入し、チェックを 実施します。	保育課
2-2-9 3-2-18 (再掲)	アレルギー懇談会の 開催	食物アレルギー児の保護者、園長、保育士、 調理員等で毎月懇談会を実施します。献立表 をもとに、除去対応が必要な食品を確認しま す。	保育課
2-2-10 3-2-19 (再掲)	アレルギーに対応し た給食の提供	医師による食物アレルギーの診断、除去の指 示がある食品について、可能な範囲で（除去 食の）対応します。	保育課
2-2-11 3-2-20 (再掲)	事故検証委員会の開 催	第三者委員（医師、弁護士、学識経験者等）と 保育所安全検討会委員が参加し、年2回定時 開催します。	保育課

保育人材の確保			
2-2-12 3-2-21 (再掲)	保育士確保・就労継 続支援のための補助 制度	保育士確保支援事業として、人材紹介会社等 に支払う手数料を補助します。また、就労継 続支援として宿舍借り上げ支援事業を行いま す。	保育課

(3) 豊かな学びの支援

本市では、「第2次瀬戸市教育アクションプラン」において「自ら考え、学び、生き抜く力」の育成を実現するため、「自立」、「協働」、「創造」、「共生」、「挑戦」の5つの基本的方向性を掲げています。

義務教育9年間を見通した小中一貫教育を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図りながら、児童生徒の「協働型課題解決能力の育成」と「郷土愛の醸成」に力を入れています。

また、こどもたちが安全・安心に学校で学ぶことができるよう、学校施設の長寿命化を含めた計画的保全や、多様な個性やニーズに応じた教育を推進するため、支援を必要とするこどものための環境整備を行います。

さらに、地域と学校が、学校教育目標を共有し、連携・協働をすることで、教育目標達成を目指す、「地域とともにある学校づくり」に取り組みます。

学校教育の充実			
2-3-1	学校教育の充実	「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するため、教育アクションプランに基づき、学校教育の充実を図ります。	教育政策課 学校教育課
2-3-2	小中一貫教育の推進	義務教育9年間を見通したより良い教育環境を整備し、「協働型課題解決能力の育成」、「郷土愛の醸成」に取り組みます。	教育政策課 学校教育課
2-3-3	多様な個性やニーズに応じた教育の推進	こどもの特性にあわせた合理的配慮や日本語指導を必要とするこどもたちへの支援を行います。	教育政策課 学校教育課 社会福祉課 児童発達支援センター発達支援室

地域と連携した学校運営の推進			
2-3-4	コミュニティ・スクールの推進	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度と地域学校協働本部）とすることで、義務教育の9年間を通じた学校が学校教育目標を共有し、連携協働することで地域・社会全体でこどもを育てる意識を高めます。	学校教育課

こどもの悩みや不安に寄り添う相談支援の実施			
2-3-5	各種相談（サンテレフォン、せと“ここ”ほっとルーム、オアシス21）支援の実施	学習や進学、不登校、友人関係等、学校生活にかかわる相談、こどもや家庭の困難への対応、予防、早期発見に努めます。	学校教育課
2-3-6	スクールカウンセラーによる支援	児童生徒が悩みや不安について相談することができ、悩みなどが軽減解消に向かうようにスクールカウンセラーを配置し、相談しやすい環境を整備します。	学校教育課
2-3-7	スクールソーシャルワーカーによる支援	児童生徒、保護者及び関係機関とのネットワーク構築、こどもや家庭が抱える生活課題を解決・改善するため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
2-3-8	さくらんぼ相談	発達の遅れが気になる児童生徒の生活や学習支援、就学支援を行います。	学校教育課 (瀬戸特別支援学校)

インターネット普及への対応			
2-3-9 3-1-15 (再掲)	ネットリテラシー等講座の実施	こども・若者がネット上の情報を鵜呑みにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、適切に情報を発信できる能力を身につけることを目的として、児童の学習、教職員の研修、保護者への情報モラルに関する啓発を進めます。	学校教育課

(4) 放課後対策

放課後において、小学生が安全・安心に過ごすことができる適切な遊びと生活の場として、放課後児童クラブを実施し、利用人数に応じた施設、設備を整備します。また、スタッフの資質の向上に向けて研修を実施する等、質の確保を図ります。

さらに、地域の協力を得ながら、放課後におけるこどもの多様な体験の場として、放課後学級の実施も推進します。

放課後児童クラブの推進			
2-4-1	放課後児童クラブ	待機児童が発生しないように、新設・定員の拡充等を進めます。 また、設備及び運営に関する基準が遵守されていることを監督し、事業の適正な水準の維持かつ事業者の意識向上につなげます。児童が心身ともに健やかに育成されるよう、質の向上についての監査も行います。	こども未来課
2-4-2	放課後児童クラブの祝日の開設	祝日の利用ニーズに合わせて、放課後児童クラブを祝日にも開所します。	こども未来課
2-4-3	放課後児童クラブと放課後学級との一体型又は連携による実施	小学校内における放課後児童クラブと放課後学級との一体型又は連携による実施を推進します。	こども未来課 教育政策課
2-4-4	放課後児童クラブ支援員の処遇改善	処遇改善を行う事業者に対し補助を行い、支援員の確保・定着を図ります。	こども未来課
2-4-5	キャリアアップ研修の推進	放課後児童クラブでこどもにかかわる人材の資質向上のため、キャリアアップ研修の周知徹底を図るとともに、積極的に受講を促します。	こども未来課

地域との協働による放課後学級の運営			
2-4-6	放課後学級の運営	市内全小学校で利用可能となったため、今後も運営を継続するとともに、利用者が多い学校について受入人数の増加策を検討します。	こども未来課
2-4-7	地域住民等の参画による体験プログラムの充実	地域住民等の協力を得て、こどもに様々な体験プログラムやスポーツ体験などが提供できるよう地域と事業者をつなぎます。	こども未来課
2-4-8	移動児童館とのコラボレーション	児童館が各小学校を回り開催する「移動児童館」と放課後学級との協力を進め、児童館が行う遊びのプログラムの習得などを目的とします。	こども未来課

(5) こどもの居場所の確保

小学生だけでなく、中学生、高校生世代を含め、こどもが、安心して過ごすことができ、エンパワーされるとともに、その成長段階に応じて、様々なことにチャレンジすることができる居場所を提供します。

児童館事業の推進			
2-5-1 2-6-1 (再掲)	児童館事業の推進	卓球あそび、工作、木工、料理、科学、俳句、折り紙、編み物教室など、小・中学生対象の講座を開催し、こどもの成長段階に応じて、チャレンジできるような学びや体験の機会を提供します。 また、困難を有するこども・若者やその家庭への支援を行うとともに、自習室設置、学習支援など中学生・高校生世代の居場所としての役割を強化します。高校生を講師に迎え、様々な学びの機会を提供します。高校生・大学生が主体となって考えた企画をサポートします。高校生・大学生ボランティアにイベントの手伝いをしてもらい、乳幼児や小学生と触れ合うことで小さいこどもとのかかわり方を学ぶ機会を提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム
2-5-2 2-6-2 (再掲)	移動児童館の実施	小学校の体育館を利用して、年齢の異なるこどもたちが遊びで交流できる機会を提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館

様々なこどもの居場所			
2-5-3	地域におけるこどもの居場所づくり支援	地域交流センターや公民館等を活用したこども向けの講座の開催や、フリースペースを利用した居場所づくりを支援します。	まちづくり協働課
2-5-4	こどもの居場所としての図書館	本や雑誌の閲覧、グループで勉強するだけでなく、何も用事がなくても立ち寄れるサードプレイスとして、こどもに居場所を提供します。	図書館
2-5-5	こどもの居場所づくり推進	こどもが安心して主体的に過ごし、将来の自立につながる力を身に付けるための場所として、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、こどもや家庭の状況により、関係機関へのつなぎを行う等、包括的な支援を行います。	学校教育課

(6) こどもの豊かな体験の支援

こどもの成長には、学校等での学びだけでなく、こどもの興味や関心に基づき、様々な体験を通して、様々な人と交流し、自己肯定感や達成感等を得ることも大切です。今後もこどもの成育状況にかかわらず、様々な体験をすることができるように取り組んでいきます。

異年齢のこどもが、地域でこどもが活動する機会である子ども会の活動を支援していきます。また、こどもの様々な活動をより多くのこどもや市民に知ってもらうために、発表の場を確保します。

さらに、こどもや若者が将来にわたって自立して生活をするために、地域の仕事や働き方等を知るキャリア教育や若者の就業促進を行います。

児童館事業における多様な体験の推進

2-6-1 2-5-1 (再掲)	児童館における多様な体験の推進	卓球あそび、工作、木工、料理、科学、俳句、折り紙、編み物教室など、小・中学生対象の講座を開催し、こどもの成長段階に応じて、チャレンジできるような学びや体験の機会を提供します。 また、困難を有するこども・若者やその家庭への支援を行うとともに、自習室設置、学習支援など中学生・高校生世代の居場所としての役割を強化します。高校生を講師に迎え、様々な学びの機会を提供します。高校生・大学生が主体となって考えた企画をサポートします。高校生・大学生ボランティアにイベントの手伝いをしてもらい、乳幼児や小学生と触れ合うことで小さいこどもとのかかわり方を学ぶ機会を提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム
2-6-2 2-5-2 (再掲)	移動児童館	小学校の体育館を利用して、年齢の異なるこどもたちが遊びで交流できる機会を提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館

非認知能力を育むためのプログラムの実施

2-6-3	こどもの非認知能力を育むためのプログラムの実施	こどもの自己肯定感を育む機会に繋げるため、保育園在園中から小学校まで連携し、「命の学習」「食育」「運動促進」等のプログラムを普及促進します。	保育課 学校教育課
2-6-4	主体的・対話的な深い学びの実施	遊び、生活の中でこどもが主体的・対話的に深い学びを積み重ねることができるプログラムを促進します。	保育課

読書活動の推進			
2-6-5	読書習慣の形成	6か月児健康相談の際に、読書習慣の形成の一助として、絵本の読み聞かせをし、ブックスタートパックを渡します。	健康課 図書館

子ども会活動			
2-6-6	子ども会活動の支援	様々な体験を重ねながら、困難な課題であっても自ら乗り越える力を身に付け、市内全域でこどもの体験活動を指導するジュニアリーダー育成事業を始め、自然体験を中心とした親子体験活動の機会を設け、こどものチャレンジや異年齢交流などを支援します。	こども未来課
2-6-7	瀬戸市地域子ども会活動助成	こどもの手による体験活動をより一層推進するため、市内子ども会の運営に係る費用を補助し、子ども会の活動を応援します。	こども未来課

地域における多様な体験プログラムの推進			
2-6-8	環境教育・環境学習の推進	「せと環境塾」による環境学習講座を定期的に実施するとともに、多様な主体との連携・協働による環境講座を実施し、環境教育・環境学習の充実を図ります。	環境課
2-6-9	農業体験事業及び地産地消への理解促進	学校や保育園と連携し、瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会や地元団体と協力して農業体験学習や地元産農畜産物の給食への提供を実施し、本市の「食」「農」を身近に感じ、愛着を深めることで、食を通じて豊かな心を育みます。	産業政策課
2-6-10	瀬戸の食文化への愛着の醸成	給食において使用する食器は、全て本市産の強化磁器を使用し、保育園・小中学校給食における瀬戸らしい食文化への愛着の醸成のための取組を行います。	保育課 学校教育課
2-6-11	文化体験講座	瀬戸市文化協会を講師とし、初心者の子童等を対象とした文化体験講座を開催します。	文化課
2-6-12	こども将棋大会	瀬戸における将棋文化の振興に寄与することを目的に、未来を担う子供たちを対象とする将棋大会を開催します。	文化課
2-6-13	スポーツ教室	幼児体力づくり教室や親子リズム運動教室をはじめ、乳幼児期からの健やかな心身の発達に向けた教室を実施します。また、スポーツ競技ごとの教室も年間を通じて開催します。	スポーツ課
2-6-14	市民スポーツデー	スポーツの日（10月第2月曜日）に開催します。瀬戸市スポーツ協会加盟団体やプロスポーツ球団の協力により、未就学児から誰でも参加できる様々なスポーツの一日体験会を実施します。	スポーツ課

2-6-15	地域総合型スポーツクラブ	クラブ独自の特色ある運営により、様々なスポーツ・レクリエーション競技の教室・講習会を開催し、体を動かすことの楽しさを体感できる場を提供します。	スポーツ課
2-6-16	スポーツ大会開催	競技スポーツへの関心を高め、競技スポーツの裾野を広げるために瀬戸市スポーツ協会主管による多くの大会を実施しています。なお、中央大会につながる予選会も併せて実施するなど競技レベルの向上も図ります。	スポーツ課
2-6-17	瀬戸地方近郊駅伝競走大会・小学生駅伝大会	昭和27年に始まった近郊駅伝競走大会は、毎年12月に開催しており、最近は、パルティセトを出発・ゴールとして実施します。また、小学生駅伝は中心市街地を周回するコースとなり多くの参加チームが出場します。	スポーツ課
2-6-18	スポーツ、健康づくりの場の提供	市民公園内体育館、野球場、陸上競技場、テニスコートをはじめとした市内スポーツ施設を整備し、心身の発達、健康体力の向上を図ることができる場を提供します。	スポーツ課
2-6-19	学校体育施設スポーツ開放	市内小学校体育館、運動場や中学校体育館、運動場、柔剣道場を学校教育活動に支障のない範囲で活用し、地域の方々が身近な場所で気軽にスポーツを楽しむ場所を提供します。	スポーツ課
2-6-20	せとジュニアスポーツ団体応援補助金	小中学生を対象に設立・運営されている市民スポーツ団体の自立と成長を促し、こどもの競技力向上とその未来を応援することを目的とし、せとジュニアスポーツ団体応援補助金を交付するなどして、スポーツ団体の活動を支援します。また、若年層が気軽にスポーツに取り組める環境を整備します。	スポーツ課
2-6-21	スポーツ・文化活動全国大会等出場奨励補助金	本市のスポーツ・文化及び芸術の振興を図り、健全で活力あふれるまちづくりを推進するため、児童・生徒・学生がその活動において、予選会等を経て全国大会に出場する際に今後の活躍を期待し、奨励補助金を支給します。	スポーツ課
2-6-22	瀬戸市スポーツ功労等顕彰表彰	スポーツの分野において、特に功績顕著な者に対して「スポーツ功労大賞」「スポーツ功労賞」「スポーツ奨励賞」を授与し、本市のスポーツ振興を図ります。	スポーツ課
2-6-23	次世代クリエイター育成	才能あるこどもの発掘と育成、本市における新たな産業の創出に向けて、デジタルコンテンツの制作を通じて、ものづくりの面白さを体験する「Seto CG Kid's Program」のほか、小学生向けプログラミング講座等を実施します。	情報政策課

2-6-24	愛・地球博開催継承事業瀬戸蔵ロボットアカデミー	愛・地球博開催継承事業として、瀬戸蔵ロボットアカデミーを開催し、未来を担うこどもにロボットを通じて、ものづくりの喜び、チャレンジすることの楽しさを伝える機会を創出します。 また、3年に一度、「瀬戸蔵ロボット博」を開催し、大学や研究機関、企業が取り組んでいる最新ロボットの展示・実演や最新技術の紹介を通じて、こどもの未来想像力を養います。	観光課
2-6-25	こども向け体験学習講座	里山の森を探検し自然について学ぶ講座（サマーキャンプ）や性別にかかわらず進路選択・キャリア形成を支援する講座（「集まれ、サイエンスガール！」）等を開催します。	まちづくり協働課
2-6-26	高校生ビブリオバトル	発表者（高校生）がそれぞれ読んで面白いと思った本を持ち寄り、その本の面白さについて順番に5分程度で紹介し、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決めるイベント。中学生・高校生の読書への関心を深め、読書を通じた地域住民と高校生の交流の場を創出します。	図書館
2-6-27	まるっとせとっ子フェスタ	書写展、図工美術展、理科の自由研究作品展、や「Seto English Day」など、こどもに自分の夢や思いを表現する場を創出し、保護者や市民との交流を通じてつながりと信頼が深まることを願い、毎年11月に実施します。	学校教育課

キャリア形成			
2-6-28	キャリア教育の推進	全中学校では「職場体験活動」をキャリア教育の一環に取り入れ、商工会議所等と連携し、自分の住む地域の事業所で体験活動を行うことにより、自分の進路を考えるとともに地域とのつながりを実感する機会となっています。郷土学習やキャリア教育を通じて、自分の夢を持ち、大人になった時に瀬戸で活躍できるような教育を推進します。	学校教育課
2-6-29	若者等の就業促進	商工会議所及びハローワークと連携して、就職フェアや就職面接会等を開催します。また、企業ガイドブックの配布や企業見学バスツアー等を実施するなど、地元企業への理解を深める機会を設け、地元企業への就業促進に取り組めます。	産業政策課

(7) 希望する人がこどもを持てる基盤づくり

将来の少子化対策として、こどもや若者が乳幼児とふれあい、育児のすばらしさを学び、将来こどもを持ちたいと思えるように体験、交流の機会を設けます。

また、こどもを持ちたいと思う人が、望むように妊娠や出産できるように支援します。

次世代を育む親となるための取組			
2-7-1	児童館による職場体験、インターンシップ、ボランティア等の実施	職場体験、インターンシップ、ボランティアを積極的に受け入れたり、高校生等が小さなこども向けに教室の講師を務めるなど、高校生等が主体の企画を支援します。また、イベント活動を通じて中学生や高校生・若者が、小さなこどもと実際に触れ合うことで、自らの成長につながる機会を創出します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館
2-7-2	小中学生の保育体験の実施	小・中学校で保育体験を行うことで、育児の素晴らしさ、大切さ等を学び、育児参画の意識を高めます。	保育課 学校教育課
2-7-3	中学生の保育実習	中学3年生が事前に準備したおもちゃ等を各地域の保育園の園児に披露し、一緒に遊び、小さなこどもと触れ合う体験を通じて、育児の素晴らしさを学び、これからの生活に結び付けて考えられるようにします。	保育課 学校教育課

希望する人がこどもを持てる支援			
2-7-4	不育症治療費助成金	不育症とは、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返すことをいいます。不育症治療に要する費用の一部を助成します。	健康課



(1) 子育て支援の充実

妊娠から出産、子育てに至るまで、母子が心身ともに健やかでいられるように、母子保健をはじめ、子育てに関する様々な支援を行います。

妊娠、出産、子育てに関する正しい知識や理解がもてるよう、母親だけでなく、父親も対象に、各種講座や教室の開催、健診時の相談支援等により、啓発を推進します。

また、妊娠、出産、子育てについて、不安な気持ちを抱える人を早期に発見し、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。

母子保健の推進

3-1-1	母子健康手帳交付・妊婦相談の実施	医療機関などで妊娠がわかった方へ母子健康手帳の交付をします。母子健康手帳は妊娠中の体の変化や出産の様子、こどもの健診結果と予防接種の記録を記入する大切な成長記録です。 また、交付の際には、保健師が制度の紹介や妊娠中の生活について個別相談を行い、妊娠期から子育てに至るまでの伴走的な支援を行います。	健康課
3-1-2	ハローベビー講座（仮称）の実施	妊娠中の過ごし方や食事について、制度の紹介、母子健康手帳の使い方などを伝え、安心して妊娠期が過ごせるよう支援します。	健康課
3-1-3	プレパパママ教室（仮称）の実施	妊婦とその配偶者へ妊娠・分娩・育児に関する適切な情報や助言をし、赤ちゃんを迎え入れる準備をするための教室を行います。	健康課
3-1-4	妊産婦・乳児健康診査	妊産婦・乳児の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療のため、母子健康手帳交付時に、妊産婦・乳児健康診査の受診票を発行します。	健康課
3-1-5	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦や乳児の保護者の方の自宅に、訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援をします。	健康課
3-1-6	こんにちは赤ちゃん訪問	おおむね生後2～4か月の乳児と産婦に家庭訪問を実施し、母子の健康状態の確認と育児相談等を行います。	健康課

3-1-7 4-2-5 (再掲)	養育支援訪問の実施	乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談、各種健康診査、養護相談等を通じ、養育支援が必要であると判断した家庭などに対して、保健師・看護師や保育士等が訪問し、養育に関する専門的な指導や助言・相談を行います。	子ども・若者センター 健康課
3-1-8 2-1-1 (再掲)	乳幼児健康相談の実施	毎月1回、乳幼児とその保護者に対し、身体計測、育児相談等の機会を提供します。	健康課
3-1-9	産後ママのセルフケアサロン	生後4～7か月の乳児とその母親が、軽運動やコミュニケーションワークを通して、産後の心と体を整える教室を毎月1回開催します。	健康課
3-1-10	離乳食教室	離乳食の開始時期に備え、離乳食の簡単な調理実習と試食、離乳食の進め方や保存方法等の講話を行います。	健康課
3-1-11	幼児教室	保護者（養育者）とこどもが教室で一緒に遊びを体験する中で、保護者（養育者）がこどもの求めに応じてかかわることの大切さを知り、こどもの動きに沿った適切な対応ができるようこどもへのかかわり方を学びます。また、保護者（養育者）同士が悩みや情報を共有し、交流できる場とします。さらに、こどもの健全な発達を促し、必要に応じて他機関へ支援をつなげます。	健康課

子育てに関する正しい知識の理解促進			
3-1-12	育児講座	育児講座を通じて、こどもとのかかわりを学ぶ機会を作ります。	せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム 図書館
3-1-13	こどもの非認知能力を育む子育てを習得するための保護者向けプログラムの実施	こどもと保護者向けの読み聞かせ、子育て談笑等の学びの場を保護者に提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム 図書館
3-1-14 4-4-3 (再掲)	親子支援プログラムの実施	こどもの発達の理解を深め、こどもとのかかわり方を学ぶ場の提供、本市の支援体制や福祉サービスの情報提供、保護者同士のかかわりの場としての講座等を開催します。	児童発達支援センター発達支援室
3-1-15 2-3-9 (再掲)	ネットリテラシー等講座の実施	こども・若者がネット上の情報を鵜呑みにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、適切に情報を発信できる能力を身につけることを目的として、児童の学習、教職員の研修、保護者への情報モラルに関する啓発を進めます。	学校教育課

父親の育児支援			
3-1-16	父親参加育児講座の開催	父親の積極的な育児参加を促すため、こどもとのかかわり方やこどもと遊ぶことの楽しさを体験する機会として、父親が参加しやすい土・日に講座等を行います。	せとっ子ファミリー交流館
3-1-17	子育てパパのキャンプ教室の開催	父と子（家族）がともに楽しんで参加する活動の場を提供し、親子のふれあいやコミュニケーションを深めます。	まちづくり協働課

育児相談			
3-1-18	育児相談	交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルーム、保育園、幼稚園、発達支援室など身近な場所で、保育士などが子育てに関する相談をお受けします。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム 保育課 児童発達支援センター発達支援室

子育て支援の充実			
3-1-19	ファミリーサポートセンター	子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）が会員となり、お互いに助け合う会員組織です。会員の募集、登録、相互援助活動の調整、会員の講習会開催などを行います。こどもや援助者の安全・安心のため、交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館・プレイルームでの援助活動を推進します。	せとっ子ファミリー交流館
3-1-20	こども誰でも通園制度	満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付が可能となる場所を設けます。	保育課

(2) 保育の充実

働く保護者を支援するため、本市では、公立、民間の保育園で保育を実施しています。

延長保育、日曜日や祝日にも開園する休日保育、障害児を対象とする障害児保育、一時預かり保育や緊急時一時保育、病児保育等、多様な保育を提供し、子育て家庭の支援を行っています。

保育内容の充実			
3-2-1	利用定員の拡充	待機児童が発生しないように、定員拡充を検討します。	保育課
3-2-2	障害児保育	保育体制を整え、障害児保育を実施します。	保育課
3-2-3	休日保育	日曜日・祝日に保育を実施します	保育課
3-2-4	延長保育	11時間を超える延長保育を実施します。	保育課
3-2-5	緊急一時保育	保護者又はその家族の病気等突発的な理由で、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育します。	保育課
3-2-6	一時預かり保育	理由を問わず、一時的に児童を保育します。	保育課
3-2-7	幼稚園の預かり保育	幼稚園教育開始前、修了後、長期休業期間に預かり保育を実施します。	保育課
3-2-8	病児保育	病気のため集団保育ができないこどもを預かります。市民が安心して利用できるよう、公立陶生病院の全面的な協力を得て体制を抜本的に強化し、病児保育事業として公立陶生病院敷地内で実施します。	こども未来課 子育て総合支援センター
3-2-9	子育て総合支援センターによる情報提供	民間事業者も含めて一時的な保育のできる施設について、利用したい方に情報提供します。	こども未来課 子育て総合支援センター
3-2-10 2-2-1 (再掲)	「生命の保持及び情緒の安定」及び「養護と教育の一体性」の実践	保育士が養護的な働きかけや環境をすることにより、園児の「生命の保持及び情緒の安定」を図ります。また、養護と教育の一体性を強く意識したうえで実践を行います。	保育課
3-2-11 2-2-2 (再掲)	幼児教育及び保育と小学校との連携	幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、切れ目のない支援をします。	保育課 児童発達支援センター発達支援室 学校教育課

保育士の資質の向上			
3-2-12 2-2-3 (再掲)	保育士研修の推進	職務経験別研修や専門研修を通じてより専門性を高めるとともに資質向上につなげます。また、「共育（ともそだ）て」の重要性について共有を図り、実践につなげます。	保育課

3-2-13 2-2-4 (再掲)	公立保育園の公開保育	保育士を対象に保育を公開し、専門性を高めるとともに保育士が互いの資質向上につなげる機会にします。	保育課
3-2-14 2-2-5 (再掲)	保育士・幼稚園教諭等の合同研修	幅広い分野での経験や知識の交換や研修を通じて交流を深め、より専門性を高めるとともに資質向上につなげます。	保育課 幼稚園 児童発達支援センター発達支援室
3-2-15 2-2-6 (再掲)	エピペン研修会	毎年、医師を講師とし、研修会を実施します。ロールプレイングで実際にエピペントレーナーを使用し、緊急時のシミュレーションを行います。	保育課

保育施設の整備

3-2-16 2-2-7 (再掲)	保育施設の整備 ※「公共施設等総合管理計画」の「個別施設計画」に基づくもの	保育環境を整えるため、エアコンや非常通報装置など備品の更新、草刈りや樹木の剪定などの環境整備、大規模改修工事等を行います。	保育課
-------------------------	--	---	-----

きめ細やかな対応の充実

3-2-17 2-2-8 (再掲)	午睡時の健康チェック	睡眠時マニュアルを整備します。0歳児5分ごと、1歳児10分ごと、2歳児10分ごとに午睡時健康チェック表を用いて管理します。0歳児に午睡センサーを導入し、チェックを実施します。	保育課
3-2-18 2-2-9 (再掲)	アレルギー懇談会の開催	食物アレルギー児の保護者、園長、保育士、調理員等で毎月懇談会を実施します。献立表をもとに、除去対応が必要な食品を確認します。	保育課
3-2-19 2-2-10 (再掲)	アレルギーに対応した給食の提供	医師による食物アレルギーの診断、除去の指示がある食品について、可能な範囲で(除去食の)対応します。	保育課
3-2-20 2-2-11 (再掲)	事故検証委員会の開催	第三者委員(医師、弁護士、学識経験者等)と保育所安全検討会委員が参加し、年2回定時開催します。	保育課

保育人材の確保

3-2-21 2-2-12 (再掲)	保育士確保・就労継続支援のための補助制度	保育士確保支援事業として、人材紹介会社等に支払う手数料を補助します。また、就労継続支援として宿舍借り上げ支援事業を行います。	保育課
--------------------------	----------------------	--	-----

(3) 経済的負担の軽減

子育て家庭にかかる経済的負担を軽減し、地域で安心して子育てできるように支援します。

経済的負担の軽減			
3-3-1	子ども医療費助成	高校生世代（18歳年齢到達年度末）までの子どもが医療機関等で受診した時の保険診療分の自己負担額を助成します。	国保年金課
3-3-2	出産育児一時金（国民健康保険加入者）の支給	国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。	国保年金課
3-3-3	養育医療の給付	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を負担します。	国保年金課
3-3-4	子育て家庭優待事業の実施	「子育てにあたたかい愛知」の実現に向けて、毎月19日を「子育て応援の日（はぐみんデー）」とし、社会全体で子育てを応援する県民運動に取り組みます。また、妊娠中の方から子育て中の方に「はぐみんカード（子育て家庭優待カード）」を発行し、県内の優待ショップや施設でショップ独自の割引やサービスなど様々な特典が受けられるよう、協賛店舗の募集や市民への周知などを行い、子育て家庭優待事業を展開します。	こども未来課
3-3-5	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（仮称）の実施	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、面談等を通じて身近に相談に応じる「伴走型相談支援」を行うとともに、出産・育児にかかわる経済的負担の軽減を図るため、「経済的支援（妊婦のための支援給付金）」を一体的に実施します。	健康課
3-3-6	自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金	自転車乗車時のヘルメットの着用を促進し、交通事故時の被害を軽減するため、児童生徒等及び高齢者に対し、ヘルメットの購入費用の一部を補助します。	生活安全課

(4) 地域の子育て支援

こどもは、家族だけではなく周囲の様々な人と交流することで、豊かな経験を積みながら育つことができます。

保護者も、身近な地域で同じような立場の人と交流することで、不安などが解消されることもあります。

地域にいるこどもやその家族と交流や見守りを図りながら、地域全体でこどもの育ちと子育て家庭を支援します。

交流による子育て			
3-4-1	乳幼児と保護者が地域で集まる場所と仲間づくり	乳幼児と保護者が集まる場（地域子育てサロン・育児サロン）を地域に設け、仲間づくりや学びの機会を提供するとともに、地域の子育て支援関係者をつなぎ、ともにこどもの成長を見守ります。 交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルームでは常設の育児サロンを設けるとともに、育児に関する相談に応じます。	こども未来課
3-4-2	育児サークル支援	乳幼児を子育て中の保護者同士でサークルを作り、一緒に遊んだり育児の悩みを相談できる仲間作りをします。自立に向けて3年間は職員が遊びの支援をします。4年目以降は自立して活動します。	こども未来課
3-4-3	公立保育園での地域の子育て支援	保育園に通っていない家庭向けに、民生委員児童委員と連携し、異年齢交流（園児との交流）、育児サロン（未就園児と保護者で参加する遊び場、主に保育士が遊びの指導や相談を実施）、園庭開放（保育園の園庭での遊び）等を行います。	保育課
3-4-4	異年齢交流事業の実施	入園前の乳幼児とその保護者を対象に、保育園児との交流を通じて、遊びの楽しさを知ったり、こどもへの接し方を学ぶ場を提供します。	保育課
3-4-5	地域交流事業の実施	商店街などと一緒にイベントを行い、地域の方と交流することによって地域が活性化し、また、多世代とかかわることでこどもが多くのことを学ぶ機会とします。	せとっ子ファミリー交流館

地域での安全・安心な子育て支援			
3-4-6	交通安全運動・教室の開催	交通安全運動による啓発活動やシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用に関する普及啓発など、こどもの交通安全対策を推進します。 自転車で乗りながら、自転車の交通ルールを学びます。交通ルールの学びを通じて、命の尊さを伝えます。	生活安全課 交通児童遊園
3-4-7	バスの乗り方教室	こどものバスに対する関心や愛着形成を促進するとともに、安全にバスを利用することができるようにします。	都市計画課
3-4-8	自主防犯活動の実施	学校関係者、地域住民、防犯ボランティア団体が協働して行う通学路のパトロールなど、自主防犯活動を支援します。	まちづくり協働課
3-4-9	災害時要配慮者支援体制の整備	関係機関等との相互の連携を推進し、福祉避難所に加え、ホテル等を利用することにより要配慮者の避難体制を強化するなど、支援体制づくりを推進します。	危機管理課
3-4-10	学校での防災教育	学校との連携にて、防災学習、防災キャンプ等を通じて、防災意識の向上を推進します。	危機管理課
3-4-11	火に関する教育・防火意識の向上を目的としたイベント・行事の開催	「防火防災アカデミー」、「防火教室」、「庁舎見学」、「防火作品コンクール」、「消防学校一日入校」などを通して、火の怖さ、防火の大切さを伝えます。	予防課

(5) こどもが安全・安心に過ごせる環境の整備

こどもが身近な地域で、安全に、安心して遊べる、過ごせるように、公園や施設等の整備を推進します。

こどもをはじめ、誰もが利用しやすい、わかりやすい空間となるように、ユニバーサルデザインに基づく整備を進めます。

遊び場の整備			
3-5-1	公園の整備	緑の基本計画に基づき、子育て世代等が安全で快適に遊べるよう公園の整備や維持管理、地域との協働による快適な公園づくりを進めます。	建設課

環境の整備			
3-5-2	緑化の推進	水や緑とのふれあいによる潤いとやすらぎを感じることができるよう、公園、緑地、親水空間などを整備します。また、市民参加による緑化の推進を行います。	都市計画課 建設課 維持管理課
3-5-3	歩道の整備	歩行者の安全を確保するため、歩道の設置や整備、維持修繕を行います。	建設課 維持管理課
3-5-4	通学路安全点検	関係機関と連携し、毎年数校、小学校の通学路の合同点検を行います。	生活安全課 建設課 維持管理課 学校教育課

(6) 多様な働き方の支援

近年、働き手の不足や女性活躍の推進等により、育児をしながら働く人も多くなってきました。仕事と家庭・育児の両立を図るためには、企業をはじめ、社会全体でのライフ・ワーク・バランスの推進が必要です。様々な働き方の見直しなども含めて仕事と家庭の両立支援を推進していきます。

ライフ・ワーク・バランスの推進			
3-6-1	仕事と家庭の両立支援制度等の周知、啓発促進	仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現に向けて、労働者・事業主・地域住民に対する研修、セミナー等により、仕事と家庭の両立支援制度（育児・介護休業等）の利用促進や多様な働き方の推進、男性の子育て参画に関する意識の醸成を行います。	まちづくり協働課 産業政策課 高齢者福祉課 健康課
3-6-2	企業における多様な就労形態の導入促進	フレックスタイム制度、在宅勤務、テレワーク、育児短時間制度等の多様な働き方の取組や効果について、広報せとやホームページ、パンフレット等を活用して、情報提供・周知を行い意識の醸成を図ります。	まちづくり協働課 産業政策課
3-6-3	働き方の見直しへの啓発	広報等において、長時間労働の是正等の啓発に関する記事を掲載し、意識啓発に取り組みます。	まちづくり協働課 産業政策課
3-6-4	ライフ・ワーク・バランス推進宣言事業所の登録	働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所等をライフ・ワーク・バランス推進宣言事業所として登録します。その後、広報やホームページ・パンフレット等でPR支援を行います。	まちづくり協働課
3-6-5	女性活躍やライフ・ワーク・バランスの推進に取り組むロールモデルの提供	女性活躍やライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む事業所や個人をロールモデルとして紹介し意識の啓発を図ります。	まちづくり協働課

困難な状況に対応する子ども・若者、その家庭への必要な支援



(1) こどもの貧困問題への対応

こどもが親の状況をはじめとする成育環境、あるいは経済的な状況にかかわらず、求める進路を選び、取り組んでいけるように、こどもの貧困の解消やその家庭への支援を進めます。

ひとり親世帯については、生活支援や経済的支援が必要な家庭への支援を行います。

総合的なこどもの貧困対策			
4-1-1	子どもの今・未来応援基金の運用	「子どもの今・未来応援基金」を創設し、市民や企業等からの寄附により、こどもの貧困対策を含め、すべての子ども・若者が輝く今と未来の実現に向けた支援を、更に充実・強化します。	こども未来課
4-1-2	子ども・若者を支援する地域活動促進	こども食堂、フードパントリーなど、地域で子ども・若者を支援する活動を促進するため、補助金の交付、情報提供、ネットワークづくりの支援などを行います。また、子ども・若者の居場所の開拓や、学習支援団体との連携、若者と NPO 法人をつなぐ仲介などを通し、若者の個性や環境に合わせた社会参加活動をサポートしていきます。	子ども・若者センター
4-1-3	困難を有する子ども・若者とその家族に対する物資の支援	日常生活を送ることに困難を抱える世帯などに対して、生活に必要な物資を提供することにより、生活環境の改善や自立に向けた支援、見守りを行います。	子ども・若者センター

教育・保育の利用支援			
4-1-4	幼児教育の無償化	0歳から2歳の非課税世帯の利用料を無償化します。また、3歳以上の利用料を無償化します。	保育課

学習支援			
4-1-5	学習支援事業の実施	生活困窮家庭などのこどもに対する学習支援や生活習慣の確立、学習意欲の向上のための活動を実施するとともに、居場所の提供を行います。	社会福祉課
4-1-6	地域未来塾の実施	学習意欲の向上、学習習慣の確立、基礎学力の定着、新たな居場所の創出、地域の教育力の向上等を目的とし、コミュニティ・スクール設置校の地域学校協働本部が中心となり、児童・生徒に対し、大学生や教員経験者、地域住民の協力により、地域の中での学習機会を提供します。	学校教育課

ひとり親家庭の支援			
4-1-7	児童扶養手当の支給 ひとり親支援	父又は母がいない、父又は母に重度の障害がある等の要件に当てはまる 18 歳以下の児童を養育している方に支給します。(所得制限有り)	こども未来課
4-1-8	愛知県遺児手当の支給 ひとり親支援	児童扶養手当と同様の要件に当たる方に支給します。支給には所得制限があります。	こども未来課 (愛知県)
4-1-9	瀬戸市遺児修学手当の支給 ひとり親支援	市内に 1 年以上在住し、父又は母がいない等の要件に当てはまる義務教育就学中の児童を養育する方に支給します。	こども未来課
4-1-10	母子父子寡婦福祉資金の貸付け ひとり親支援	母子父子家庭と寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活や職業生活の安定と向上に努めるため、また、児童福祉の増進のために必要な資金を無利子又は低利でお貸しします。	こども未来課
4-1-11	母子・父子家庭等医療費助成 ひとり親支援	18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭等の母又は父及びその児童が医療機関等で受診した時の保険診療分の自己負担額を助成します。助成を受けるには所得制限があります。	国保年金課
4-1-12	養育費に関する公正証書等作成費補助金の支給 ひとり親支援	ひとり親に対して養育費の確保に係る本人負担費用を補助することで、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、子どもの権利としての養育費の支払いが継続的に履行されるよう支援します。	こども未来課
4-1-13	自立支援教育訓練給付金の支給 ひとり親支援	働く親の主体的な能力開発の取組や中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職等の促進を図るため、条件を満たす講座の受講料などの費用の一部を支給します。	こども未来課

4-1-14	高等職業訓練促進給付金の支給 ひとり親支援	看護師、介護福祉士等の就職にあたり、経済的自立に効果的な資格取得を目的に6か月以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担を軽減するための給付金を一定期間支給します。また、養成機関の全課程を修了した方に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	こども未来課
4-1-15	就業支援・権利擁護に関する相談の実施 ひとり親支援	母子・父子福祉センターの事業と連携し、キャリアカウンセリング事業や養育費相談、弁護士相談等の情報提供を行い、支援します。	こども未来課
4-1-16	通勤定期の運賃割引のための証明書交付 ひとり親支援	児童扶養手当受給世帯を対象に、JRの通勤定期旅客運賃を割引する証明書の発行を行います。	こども未来課
4-1-17	母子父子自立支援員による自立相談の実施 ひとり親支援	ひとり親家庭や寡婦の方の生活上の悩みや自立に向けた就労相談、貸付金等様々な相談に応じます。	こども未来課
4-1-18	ひとり親家庭情報交換の実施 ひとり親支援	ひとり親家庭を対象にした勉強会や情報交換等を行う場を提供します。	こども未来課

手当の支給

4-1-19	児童手当の支給	次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童を養育している方に支給します。支給にあたっては要件があります。	こども未来課
--------	---------	---	--------

就学支援

4-1-20	就学援助の実施	経済的な理由により、学習に必要な学用品費や給食費等の支払いにお困りの方に、費用の一部を援助します。援助にあたっては要件があります。	学校教育課
--------	---------	---	-------

自立に向けた支援

4-1-21	愛知労働局と本市との雇用対策協定による生活困窮者等の雇用の促進	愛知労働局と雇用対策協定を結び、地域の雇用対策における課題を共有し、双方が役割分担することで、雇用対策に関する施策を効率的に展開し、生活困窮者等の雇用の促進を図ります。 主に以下の方への就業促進に向けた事業展開を行います。①若年者等②女性等③生活困窮者等④ひとり親世帯⑤社会的自立に困難を有する若者	産業政策課 まちづくり協働課 社会福祉課 こども未来課 子ども・若者センター 保育課
4-1-22	生活困窮者自立支援	仕事が見つからない、求職活動の仕方がわからない、借金がある等の理由で経済的に悩まれている方の相談に応じます。	社会福祉課

受診費の助成

4-1-23	低所得の妊婦に対する産科受診費助成事業	市区町村民税が非課税である世帯または生活保護世帯の方等、低所得の方を対象に、妊娠判定を行うための初回産科受診費の費用の一部助成を行います。 また、費用助成と併せて、市と医療機関の間で情報共有を行い、状況の把握と必要な支援に繋がります。	健康課
--------	---------------------	--	-----

(2) 児童虐待防止対策

児童虐待は「安全に安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「のびのびと豊かに育つ権利」といった子どもの権利を侵害する行為であり、犯罪として虐待者が刑事罰を受けることもあります。

また、虐待を受けるとこどもの脳や成長に悪影響を及ぼすため、生きづらさを抱えたり、世代を超えて虐待の連鎖が起こることがあります。社会全体で子どもの権利について理解を進め、児童虐待を未然に防ぐ「予防」対策の推進が必要です。児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、こどもや子育て家庭だけでなく、社会全体で、児童虐待の予防と防止に関する意識を高めます。

虐待にあったこどもや虐待があった家庭については、関係機関と連携し、再発防止に努めます。

児童虐待予防や早期発見の取組			
4-2-1	広報・啓発の推進	児童虐待防止や体罰によらない子育て、相談先等についての広報を行います。 児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の利用、子ども・若者センターや身近な大人への相談等により、こども自身がSOSを発信できるよう啓発を進めます。 また、こどもにかかわる関係機関が虐待に適切に対応できるよう、情報提供や支援を行います。	子ども・若者センター
4-2-2 1-1-4 (再掲)	児童虐待予防や早期発見にかかるとこどもに対する取組の推進	幼児期の「命の学習」や小・中学校での性教育などを通じ、自己肯定感を育み、こども自身が自らを守る力を育てます。	せとっ子ファミリー交流館 保育課 学校教育課
4-2-3	こどもが困難に陥ることを予防するための講座の開催や情報提供	「親の学び講座」や「体罰によらない子育て」等の虐待予防のための講座やネット・ゲーム依存防止など、時代のニーズに合った内容で、こどもが困難に陥ることを予防する講座や情報提供を行います。	子ども・若者センター
4-2-4	子育て短期支援（家庭支援事業）の実施	保護者の病気等の理由により、家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、夜間や宿泊を伴った一時預かりを行います。	子ども・若者センター
4-2-5 3-1-7 (再掲)	養育支援訪問の実施	乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談、各種健康診査、養護相談等を通じ、養育支援が必要であると判断した家庭などに対して、保健師・看護師や保育士等が訪問し、養育に関する専門的な指導や助言・相談を行います。	子ども・若者センター 健康課

4-2-6	母子生活支援施設	配偶者のいない女性等とそのこどもを一時的に施設に保護し、退所後に自立した生活を送ることができるように就労支援やこどもの教育に関する助言などを行い、母子の生活を総合的に支援します。	子ども・若者センター
4-2-7	児童虐待防止のための調査	児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、国の方針に基づき、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が状況確認できていないこどもを把握し、目視等によりこどもの安全確認・安全確保を進める取組について、毎年度定期的に行い、必要な支援につなげます。	子ども・若者センター

虐待への早期介入・早期支援

4-2-8	虐待への早期介入	虐待通告を受けた後は、48時間以内にこどもの安全確認を行います。その後は状況に応じて、児童相談所や関係機関と連携し、迅速に介入や支援を行います。	子ども・若者センター
4-2-9	児童虐待再発防止対応	一時保護・施設入所等が必要な重度の虐待を扱う愛知県の児童相談所と中度・軽度の虐待を扱う子ども・若者センターが連携し、再発防止のための対応を行います。 子ども・若者センターでは虐待の再発防止のための継続面談を通じ、保護者に体罰等によらない子育ての定着を図るように働きかけます。被虐待児との継続的な面接を行う中で、自衛やセルフケアの方法を一緒に考え、こどものエンパワーメント強化を図ります。	子ども・若者センター

関係機関との連携

4-2-10	虐待予防連絡会の開催	関係機関等との連携を図るため、毎月定期的に連絡会を実施し、情報共有をします。	子ども・若者センター 健康課
4-2-11	要保護児童対策地域協議会(要対協)の開催	支援対象児童等の支援にかかわる機関相互の連携を推進し、支援対象児童等の早期発見及び適切な支援を図ることを目的として設置された要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議を定期的に、個別ケース会議を必要時に随時開催します。 関係機関との情報交換や児童等の安全の確保と見守り及び保護者への指導、支援内容に関する方針を定め、関係機関が協力して実施します。	社会福祉課 こども未来課 子ども・若者センター 保育課 健康課 国保年金課 児童発達支援センター 学校教育課

(3) 外国にルーツのあるこども・若者とその家庭への支援

外国にルーツのあるこども・若者とその家庭が地域で安心して生活できるように、日本語の教育を推進します。また、市役所や保育園、学校、あるいは医療機関でのコミュニケーションを支援することで、地域で安心して暮らせるようにします。

外国にルーツのあるこども・若者とその家庭を対象に、市役所や保育園、学校、あるいは医療機関でのコミュニケーションを支援することで、地域で安心して暮らせるようにします。また、日本語の教育を支援することで、学びを深め、望ましい進路を選択できるように支援します。

通訳支援			
4-3-1	窓口等への翻訳機導入	IOT通訳機を市役所窓口等に設置することで、制度説明等の理解を助けます。	こども未来課 子ども・若者センター 保育課 健康課
4-3-2	医療通訳システムの利用促進	母子健康手帳交付、乳幼児健診、相談等で保健センターを利用する外国人親子へ電話による医療通訳を行い、妊娠中からの子育て支援につなげます。	健康課
4-3-3	外国語母子健康手帳、外国語問診票等の配布	外国人妊婦等で、母子健康手帳を発行の際、日本語だけでなく、英語、スペイン語、ポルトガル語、ハングル語、インドネシア語、タガログ語、中国語、ベトナム語等の母子健康手帳が選択できます。	健康課
4-3-4	外国語有償ボランティアの活用	保育園で通訳者として実際に活動できる外国語有償ボランティアを依頼し、日本語を話すことができない園児やその保護者を支援します。	保育課

学びの支援			
4-3-5	日本語初期指導教室の実施	原山小学校、下品野小学校に日本語初期指導教室を開設し、来日して間もない児童生徒に対して日本語、学校生活のルール、生活習慣などを指導します。	学校教育課
4-3-6	外国人児童サポーターの配置	日本語の理解が十分でない外国人児童生徒が、授業などで学びを深めていくために、ボランティアにより学習支援を行います。	学校教育課
4-3-7	日本語指導の実施	日本語指導員又はサポーターを日本語教育が必要な児童生徒が在籍する学校に派遣します。	学校教育課

(4) こどもの発達支援・その家族や地域への支援

誰もが安心して生活し、その子らしく育っていくために、児童発達支援センターが発達に支援を必要とするこどもへの支援において、地域の中核的な役割を担う機関として、以下の機能の充実化を目指し事業を実施します。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能
- ③ 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

相談支援			
4-4-1	相談・検査の実施	こどもが困っていることについて、その子の発達状況に合わせた対応を保護者とともに考えます。また関係機関と連携して、より良い支援につながるようにします。必要な場合には、検査を行います。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-2	障害児相談支援	障害のある子や家族を対象とした相談、本人や家族に合わせた障害児支援利用計画を作成します。必要なサービスの情報提供や関係機関との連絡調整をします。	児童発達支援センター発達支援室

家族支援			
4-4-3 3-1-14 (再掲)	親子支援プログラムの実施	こどもの発達の理解を深め、こどもとのかかわり方を学ぶ場の提供、本市の支援体制や福祉サービスの情報提供、保護者同士のかかわりの場としての講座等を開催します。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-4	親子支援教室の実施 「ひよこ」個別型 「こねこ」グループ型	発達に支援があるとよい幼児やこどもとの接し方や子育てを不安に思っている保護者などを対象とした体験型の親子支援の場を提供します。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-5	親子支援パスポートの配布	こどもと保護者を対象に、こどもの成長を記録する冊子を配布します。幼いころから成人になるまでの継続的な支援や自立に役立つものです。	児童発達支援センター発達支援室

地域支援			
4-4-6	保育所等訪問支援	発達に特性や障害のある子、支援を要す状態の子が集団生活している場にて、訪問支援員が集団に適應するための支援や、支援者に向けて助言等を行います。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-7	巡回療育支援	スタッフが市内の幼稚園・保育園・学校などを訪問し、心身の発達状況に合わせた環境の工夫などを、訪問先やその他の施設や機関の職員と共に検討し、学び合う研修を行います。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-8	特別支援教育リーダー養成講座	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校において、特別支援教育リーダーとして活躍できる人材の育成を目指した研修を行います。	児童発達支援センター発達支援室、学校教育課
4-4-9	資質向上のための研修会の実施	幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校との合同研修会や福祉サービス事業所や児童クラブ等の職員を対象とした研修会等を開催し、顔と顔のつながった連携強化及び資質向上を図ります。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-10	貸出し図書	こどもの発達や支援方法、子育てなどに関する知識や理解、支援についての啓発を目的として、市民や支援者に図書を貸し出します。	児童発達支援センター発達支援室

児童発達支援			
4-4-11	児童発達支援	発達に特性や障害のある就学前のこどもを対象に、個々の状況に合わせて、基本的習慣の自立や社会生活への適応力を身につけることを目標に療育を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園
4-4-12	医療的ケア児の受入れ	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアが必要なこどもを、看護師を配置し、療育を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園
4-4-13	延長療育の実施	就労している保護者の子育て支援として、療育時間の延長を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園
4-4-14	のぞみ学園の環境改善 ※「公共施設等総合管理計画」の「個別施設計画」に基づくもの	療育環境を整え、多様なこどもを受け入れることができるよう、療育室の断熱改修及び床のクッションフロア化、非常照明・火災通報等関連機器の増設、サッシの防犯対策、大規模改修工事等を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園

関係機関との連携による支援			
4-4-15	発達障害支援協議会の開催	支援を必要とするこどもの実態把握、支援の在り方、支援体制の整備等を検討し、包括的な支援体制の構築を図るために関係機関相互の連携を推進することにより、適切な対応を行います。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-16	障害者地域自立支援協議会の開催	障害者への支援体制について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	社会福祉課
4-4-17	医療的ケア児等支援協議会の開催	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより、地域において安心して生活できる体制を整備するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、意見交換や情報共有を行います。	社会福祉課

(5) こども・若者育成支援

在学の有無にかかわらず、中学生、高校生、大学生を含む若者へのあらゆる支援を包括的に取り組みます。子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難の大小にかかわらず、こども・若者の様々な不安や困難に寄り添いながら、本人にとって希望ある未来を描くサポートを行います。

若者の相談・支援件数は大きく増加しており、不登校、ひきこもり、ネット依存、ヤングケアラー、メンタル不調、希死念慮など、様々な状況に対して相談に応じるほか、高等学校を含む学校との連携強化、若者本人が相談できる居場所や、学校内外でつながることができる地域資源の開拓等、地域や他機関と連携して支援を行います。

こども・若者の相談支援			
4-5-1	子ども・若者相談の実施	こども・若者や子育てしている方が気軽な相談から、親子関係、養育不安、児童虐待、不登校、ひきこもりなど、様々な悩みについて、相談できる総合相談窓口です。相談員が当事者に寄り添い、情報の提供や適切なサービスにつなぎます。必要な方には、より専門的な支援機関等を紹介します。	こども未来課子育て総合支援センター 子ども・若者センター
4-5-2	子ども・若者総合相談センター	おおむね 39 歳までのこども・若者を対象に「こども若者家庭センター」(パーティセト)において「子ども・若者相談」や支援に取り組みます。 こども・若者本人や家族との継続的な面談等により課題の整理をサポートしたり、子ども・若者支援地域協議会などの地域資源との連携により、自立、就労など本人の目標に向けた活動を支援します。	子ども・若者センター
4-5-3	子ども・若者支援地域協議会の運営	地域や学校、行政とのつながりのある当協議会において、組織間の連携強化の取組や、個別ケース検討会議を通じたこども・若者への地域ぐるみのアプローチを展開していきます。	子ども・若者センター
4-5-4	ヤングケアラー相談支援の実施	ヤングケアラーについて、ポスター、チラシ等によりこどもを含む市民に向けた周知や啓発を行うとともに、ヤングケアラー本人や市民からの相談をお受けします。 また、こどもにかかわる関係機関がヤングケアラーの可能性があると迷う時点から、ケースに適切に対応できるよう、情報収集や関係者会議開催などの調整や支援を行います。	子ども・若者センター

こども・若者の居場所づくりの支援

4-5-5	こども・若者の居場所づくりの支援	社会参加へのステップとして、こども・若者の地域における居場所を設けたり、若者が社会活動に参加する機会を提供する団体等を支援します。	子ども・若者センター
-------	------------------	---	------------

若者自立就労支援

4-5-6	若者自立就労相談	15歳から39歳までの進路や就業に悩む若者とその家族を対象に地域若者サポートステーションによる相談を行います。定期相談、随時相談、コミュニケーション力向上などの各種セミナー、作業、就労体験などのプログラムも実施します。	子ども・若者センター
4-5-7	仕事・生活自立相談支援の実施	仕事が見つからない、求職活動の仕方がわからない、借金があるなどの理由で、経済的に悩まれている方のご相談に応じ、ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。	社会福祉課

不登校支援

4-5-8	子どもの居場所（せと“ここ”ほっとルーム、オアシス 21）の提供	不登校等支援を必要とする児童生徒が、安心して、居心地よく過ごす居場所として、学校とは異なる生活や学習等の環境を整え、こどもが安心して主体的に過ごし、将来の自立につながる力を身に付けるための場を提供します。	学校教育課
-------	----------------------------------	--	-------

(6) 地域に根ざした青少年の健全育成

青少年の健全育成のため、関係機関と連携して啓発やパトロールなどを実施します。

非行防止等健全育成			
4-6-1	瀬戸市少年センター	各地区の少年補導委員と協力して、市・学校・PTA・地域等関係機関で連携しながら、地域の特性に合わせ、進学就職のための面接の協力や地域のパトロール等を行います。	子ども・若者センター
4-6-2	保護区保護司会	国から委嘱を受けた保護司が、罪を犯した者の更生保護及び犯罪予防活動の啓発を行います。	社会福祉課
4-6-3	更生保護女性会	保護司と連絡協調し、更生保護並びに犯罪予防に協力します。	社会福祉課
4-6-4	人権擁護委員瀬戸地区委員会	国民の基本的人権が侵害されないよう人権思想の普及、啓発活動を実施し、人権侵害があった場合には、その相談相手になり、適切な助言を講じます。	社会福祉課
4-6-5	社会を明るくする運動瀬戸市推進委員会	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した者の更生について理解を深め、誰一人取り残さない社会の実現に向けた全国的な運動である「社会を明るくする運動」の本市内における推進を促進します。	社会福祉課

1 計画の趣旨

本章の「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、「市町村こども計画」と一体のものとして作成することができるため、「市町村こども計画」である本計画の一部を構成するものとして、位置づけるものです。

2 教育・保育提供区域

市町村が、物理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

国が示す基本指針では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされており、本市においては、教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を 1 つの区域とします。

ただし、こどもや保護者の居住に近い範囲での利用を考慮し、放課後児童健全育成事業においては中学校区とします。

量の見込みを算出するにあたり、令和2年から令和6年までの4月1日付けの人口を基に、コホート変化率法により推計しました。

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	680	666	655	645	633
1歳	747	734	718	707	696
2歳	769	785	771	755	744
3歳	843	789	804	790	774
4歳	914	860	804	820	806
5歳	952	927	872	815	831
0～5歳	4,905	4,761	4,624	4,532	4,484
6歳	1,006	971	945	890	831
7歳	1,014	1,009	974	949	894
8歳	1,032	1,021	1,016	981	956
9歳	1,010	1,037	1,026	1,021	986
10歳	1,149	1,013	1,040	1,029	1,024
11歳	1,063	1,151	1,014	1,041	1,030
6～11歳	6,274	6,202	6,015	5,911	5,721
12歳	1,134	1,066	1,154	1,017	1,044
13歳	1,171	1,135	1,067	1,155	1,018
14歳	1,172	1,174	1,138	1,070	1,158
15歳	1,142	1,170	1,172	1,135	1,068
16歳	1,183	1,138	1,165	1,168	1,131
17歳	1,269	1,179	1,134	1,161	1,164
12～17歳	7,071	6,862	6,830	6,706	6,583
計	18,250	17,825	17,469	17,149	16,788

教育・保育について、認定区分ごとに「量の見込み」や「確保方針」を策定し、計画的な整備を進めていきます。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	施設
1号認定	3歳以上	なし	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園（教育のみ又は教育+預かり保育） 幼稚園（教育のみ又は教育+預かり保育）
2号認定		あり	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園 保育園
3号認定	3歳未満	（保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園 保育園 地域型保育事業

・ 量の見込み

(人)

年齢区分	認定区分	施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	3号認定	認定こども園、保育園、地域型保育事業	174	171	168	165	162
1歳			334	328	321	316	311
2歳			390	398	391	383	378
0～2歳		計	898	897	880	864	851
3歳～	1号認定	認定こども園、幼稚園（※）	1,339	1,280	1,238	1,214	1,208
	2号認定	認定こども園、保育園	1,401	1,333	1,283	1,255	1,247
	計		2,740	2,613	2,521	2,469	2,455
計			3,638	3,510	3,401	3,333	3,306

※ 年齢区分「3歳～」、認定区分「1号認定」、施設「認定こども園、幼稚園」の各年度の人数には、本市への広域利用（尾張旭市→瀬戸市）のこども260人を含み、本市からの広域利用（瀬戸市→尾張旭市）のこども50人を除きます。

・ 確保方策

(人)

年齢 区分	認定 区分	施設	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
0歳	3号 認定	認定こども園	0	0	6	6	6	
		保育園	90	90	90	90	90	
		地域型保育事業	14	14	14	14	14	
1歳		認定こども園	0	0	15	15	15	
		保育園	274	274	274	274	274	
		地域型保育事業	18	18	18	18	18	
2歳		認定こども園	0	0	17	17	17	
		保育園	377	377	377	377	377	
		地域型保育事業	25	25	25	25	25	
0～2歳	上記以外	49	49	49	49	49		
	計	847	847	885	885	885		
3歳～	1号 認定	認定こども園	教育のみ	0	0	0	0	0
			教育+預かり保育	0	0	210	210	210
		幼稚園	教育のみ	0	0	0	0	0
			教育+預かり保育	1,522	1,522	1,207	1,207	1,207
	計	1,522	1,522	1,417	1,417	1,417		
	2号 認定	認定こども園	0	0	60	60	60	
		保育園	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	
		上記以外	2	2	2	2	2	
		計	1,541	1,541	1,601	1,601	1,601	
計	3,063	3,063	3,018	3,018	3,018			
計		3,910	3,910	3,903	3,903	3,903		

・ 算出方法や確保の内容等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みは、各年代の推計児童数から、アンケートを基にニーズ量を算出しています。 ・ 確保方策は、市内の幼稚園・保育園の受け入れ人数等を基に算出しています。 ・ 量の見込と確保方策の差（不足分）について、量の見込に対し利用定員の総数は上回っているため、保育士確保のための方策に力を入れることにより、提供体制は確保できる見込みです。

地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」や「確保方針」を策定し、計画的な整備を進めていきます。

① 時間外保育事業

・ 概要

保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	405	415	366	354

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	515	500	486	476	471

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	515	500	486	476	471

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、過去の実績を基に、必要と思われる人数を算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

② 放課後児童健全育成事業

・ 概要

小学校に就学している児童であって、保護者が就労・疾病等により昼間家庭にいない児童又は家庭の事情等によりその健全育成に配慮を必要とする児童に、適切な遊びの場及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	797	846	867	921

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）※全学年	976	982	976	962	939
水無瀬	142	140	139	134	132
南山	227	230	225	231	226
幡山	242	248	257	252	251
品野	54	56	53	52	50
光陵	62	58	55	51	49
水野	107	104	97	92	86
にじの丘	142	146	150	150	145
利用者数（人）※1-3年生	684	692	693	672	647
水無瀬	96	98	99	97	93
南山	156	163	162	170	163
幡山	178	180	186	171	170
品野	36	38	37	36	34
光陵	47	41	39	34	35
水野	63	63	60	57	51
にじの丘	108	109	110	107	101
利用者数（人）※4-6年生	292	290	283	290	292
水無瀬	46	42	40	37	39
南山	71	67	63	61	63
幡山	64	68	71	81	81
品野	18	18	16	16	16
光陵	15	17	16	17	14
水野	44	41	37	35	35
にじの丘	34	37	40	43	44

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）※全学年	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
水無瀬	135	135	135	135	135
南山	253	253	253	253	253
幡山	252	252	252	252	252
品野	51	51	51	51	51
光陵	55	55	55	55	55
水野	132	132	132	132	132
にじの丘	139	139	139	139	139

・ 算出方法や確保の内容等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みは、次の手順により算出しています。 <ol style="list-style-type: none"> ① 学年進行一覧表を用いて、令和6年度の各小学校区の小学生数を算出 ② 市全体の人口変化率から、令和7年度から令和11年度までの小学生数を算出 ③ 女性の就業率と令和6年度放課後児童クラブ利用率を考慮して、小学校区ごとの利用者数を算出 ④ 中学校区ごとの利用者数を算出 ・ 確保方策は、各小学校区にある放課後児童クラブの定員数を合算し、小学校区ごとの定員数を算出したのちに、中学校区ごとの定員数を算出しています。 ・ 近年、少子化によりこどもの人数は減少していますが、女性就業率が上昇していることにより、利用ニーズ（量の見込み）はしばらく増加する見込みであるため、確保が不足する中学校区においては、児童クラブの定員の拡充等により確保していきます。
--

③ 子育て短期支援事業

・ 概要

保護者の病気、育児疲れ等により、家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、夜間や宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	4	0	0	0
施設数（か所）	1	0	0	0

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	57	57	60	65	70
施設数（か所）	4	4	4	4	4

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	57	57	60	65	70
施設数（か所）	4	4	4	4	4

・ 算出方法や確保の内容等

- 令和6年度の児童福祉法改正により、子育て短期支援事業が拡充され、利用者の対象拡大や利用日数の柔軟化が図られたことを踏まえ、利用者は過去5年間の実績より増加が見込まれます。
- 量の見込みは、瀬戸市要保護児童対策地域協議会にて管理されている「支援を必要とすることが見込まれる児童（以下、「対象児童」という）数」を用い、以下のとおり算出しています。
「平均対象児童数（人）」×「平均利用日数（日）」
また、対象児童が増加傾向にあることを踏まえ、漸増を見込んでいます。
- 確保方策としては、量の見込みが増加傾向にあることから、委託施設等の連携先の開拓を行い、量の見込みを確保していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

・ 概要

地域において、こどもと保護者の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応します。

・ 実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交通児童遊園	延べ利用者数(人)	7,726	10,382	12,289	17,149
せとっ子ファミリー交流館	延べ利用者数(人)	6,550	9,189	13,182	19,722
プレイルーム	延べ利用者数(人)	2,537	3,865	6,440	11,285

・ 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
交通児童遊園	延べ利用者数(人)	17,149	17,149	17,149	17,149	17,149
せとっ子ファミリー交流館	延べ利用者数(人)	22,420	22,420	22,420	22,420	22,420
プレイルーム	延べ利用者数(人)	17,122	17,122	17,122	17,122	17,122

・ 確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
交通児童遊園	延べ利用者数(人)	17,149	17,149	17,149	17,149	17,149
せとっ子ファミリー交流館	延べ利用者数(人)	22,420	22,420	22,420	22,420	22,420
プレイルーム	延べ利用者数(人)	17,122	17,122	17,122	17,122	17,122

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、次の手順により算出しています。
 - ① 令和4年度までは、コロナ禍の影響により利用者数が少ないため、令和5年度と令和6年度の上半期の延べ利用者数を比較し、比率を算出
 - ② 令和5年度の実績に①で算出した比率を乗じ、令和6年度の見込みを算出
 - ③ 令和5年度の実績と令和6年度の見込みを比較し、多い方を令和7年度以降の見込みとして設定
- ・ 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

⑤ 一時預かり事業

【幼稚園型】

・ 概要

幼稚園で行う一時預かりは「預かり保育」と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等の長期休暇にこどもを預かる事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園型（人）	18,549	18,163	18,687	18,275
1号認定による利用（人）	14,228	14,110	14,473	13,470
2号認定による利用（人）	4,321	4,053	4,214	4,805

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型（人）	16,567	16,011	15,486	15,148	15,043
1号認定による利用（人）	12,655	12,230	11,829	11,571	11,491
2号認定による利用（人）	3,912	3,781	3,657	3,577	3,552

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型（人）	16,567	16,011	15,486	15,148	15,043
1号認定による利用（人）	12,655	12,230	11,829	11,571	11,491
2号認定による利用（人）	3,912	3,781	3,657	3,577	3,552

・ 算出方法や確保の内容等

・ 幼稚園型の量の見込みは、過去の実績を基に、平均値で算出しています。
 ・ 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

【幼稚園型以外】

・ 概要

保育所の一時預かりは「一時保育」と呼ばれ、保護者の冠婚葬祭、引っ越しなどで家庭での保育が困難な時や、リフレッシュなどで利用できる事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園型以外（人）	569	686	1,045	1,138

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型以外（人）	1,039	1,180	1,215	1,208	1,157

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型以外（人）	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 幼稚園型以外の量の見込みは、過去の実績と当時の年齢別人口の割合の平均値を各年度の「推計児童数」に乗じて算出しています。
- ・ 幼稚園型以外の量の確保方策は、実施園の1日あたりの定員数から算出しています。

⑥ 病児保育事業

・ 概要

病気又は病気の回復期であることから、集団保育が困難であり、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難である児童について、一時的に保育を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人）	21	146	137	196

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人）	208	214	220	227	234

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人）	208	214	220	227	234

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、次の手順により算出しています。
 - ① 令和5年度と令和6年度の上半期の延べ利用者数を比較し、比率を算出
 - ② 令和5年度の実績に①で算出した比率を乗じ、令和6年度の見込みを算出し、令和11年度まで同じ手順を繰り返し、見込みを算出
- ・ 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

・ 概要

こども（乳幼児や小学生等）の預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動（有償）を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数（件）	613	588	767	1,020

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動件数（件）	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動件数（件）	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020

・ 算出方法や確保の内容等

・ 量の見込みは、次の手順により算出しています。

- ① 令和4年度までは、コロナ禍の影響により活動件数が少ないため、令和5年度と令和6年度の上半期の活動件数を比較し、比率を算出
- ② 令和5年度の実績に①で算出した比率を乗じ、令和6年度の見込みを算出
- ③ 令和5年度の実績と令和6年度の見込みを比較し、多い方を令和7年度以降の見込みとして設定

・ 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

⑧ 利用者支援事業

・ 概要

一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働等により、必要な支援を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業（か所）	2	3	3	3

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型（か所）	2	2	2	2	2
特定型（か所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

地域子育て相談機関（か所）	0	0	1	2	3
基本型を活用したもの（か所）	0	0	1	2	3
基本型を活用していないもの（か所）	0	0	0	0	0

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型（か所）	2	2	2	2	2
特定型（か所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

地域子育て相談機関（か所）	0	0	1	2	3
基本型を活用したもの（か所）	0	0	1	2	3
基本型を活用していないもの（か所）	0	0	0	0	0

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 地域子育て相談機関の量の見込み及び確保方策は、既存の機関の整備及び体制の見直し等により、段階的に増やすことを想定し、算出しています。
- ・ こども家庭センター型の量の見込み及び確保方策は、令和7年度に「こども若者家庭センター」を設置することを踏まえ、算出しています。

⑨ 妊婦健康診査事業

・ 概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（14回分）を配布し助成を行っています。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	8,878	8,749	8,728	8,278

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	7,973	7,809	7,680	7,563	7,422

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	7,973	7,809	7,680	7,563	7,422

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、0歳児推計人口に妊婦一人当たりの平均受診回数（R1～R5）を乗じて算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 母子健康手帳を交付したすべての妊婦に妊婦健康診査受診票を配布し、適切な時期に受診できるよう丁寧な説明を行い、量の見込みを確保していきます。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

・ 概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、看護師・保健師・民生委員児童委員又は主任児童委員が訪問し、体重の計測や育児相談、保健指導等を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	671	676	662	647

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	680	666	655	645	633

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	680	666	655	645	633

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭が対象となるため、0歳児推計人口を量の見込みとして算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し、適切な支援につなげていけるよう支援体制の充実を図り、量の見込みを確保していきます。

⑪ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

● 養育支援訪問事業

・ 概要

乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談、各種健康診査、養護相談等を通じ、養育支援が必要であると判断した家庭などに対して、保健師・看護師・保育士等が訪問し、養育に関する専門的な指導や助言、その他必要な支援を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	693	701	706	714

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	743	743	743	743	743

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	743	743	743	743	743

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、過去5年間の平均変化率（R1～R5）を現状値（R5実績）に乗じて算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 支援対象者が増加傾向にあることから、関係機関等との連携を図り、量の見込みを確保していきます。

● 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

・ 概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、相互の連携強化を図る取組を実施する事業です。

瀬戸市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図りながら、虐待予防啓発を行い、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応と切れ目のない支援ができる環境づくりを進めています。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

・ 概要

保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設保護者に対する日用品、文具等に要する費用を助成する事業です。

また、幼児教育の無償化に伴い、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の助成も対象となりました。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	74	89	93	93

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	103	109	116	125	136

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	103	109	116	125	136

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、過去の実績を基に伸び率を勘案して算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

・ 概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市において、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を行う施設等について、その施設等を利用する保護者の経済的負担を軽減するためその利用料の一部を補助しています。

◆ 児童福祉法改正による新事業

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設された事業について、「量の見込み」や「確保方針」を策定し、計画的な整備を進めていきます。

① 子育て世帯訪問支援事業

・ 概要

家事、子育て等に対して不安又は負担を抱える乳児の保護者、妊産婦等の居宅を、訪問支援員が訪問し、保護者等が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、保護者等の育児環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	319	311	305	300	293

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	319	311	305	300	293

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、「推計児童数（人）」に「対象世帯数（世帯）/全児童数（人）」と「平均利用日数（日）」を乗じて算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 多胎家庭の利用増加を踏まえ、事業所委託を整備し、量の見込みを確保していきます。
- ・ 関係機関と連携しヤングケアラーの把握に努めるとともに、支援のあり方については、必要性も含めて引き続き検討してまいります。

② 児童育成支援拠点事業

・ 概要

こども一人一人の個性を大切にし、こどもが安心して、居心地よく過ごす「こどもまんなか」の居場所として、学校とは異なる生活や学習等の環境を整え、こどもが安心して主体的に過ごし、将来の自立につながる力を身に付けるための場所とすることを目的とする事業です。

「瀬戸市子どもの居場所（せと“ここ”ほっとルーム）」を設置し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、こどもや家庭の状況により関係機関へのつなぎを行う等、不登校等支援を必要とするこどもを包括的に支援します。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	158	155	152	150	146

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	158	155	152	150	146

・ 算出方法や確保の内容等

- 量の見込みは、要保護世帯、虐待相談を受けたこども、児童相談所から市へ引き継がれたケースをはじめ、小中学校（スクールソーシャルワーカーや教員）と連携し得られた情報を参考に、予防を含め、支援を必要とすることが見込まれる者を対象児童数とし、以下のとおり算出しています。

$$\text{【推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【対象児童数（人）】}}{\text{【6歳以上の児童数（人）】}}$$

- 確保方策は、児童育成支援拠点8か所を開設し確保しています。
- 今後、児童数が減少することから、対象児童数は減少する見込みですが、引き続き、対象児童の情報確保に努め、支援が必要なこどもに支援をつなげていきます。

③ 親子関係形成支援事業

・ 概要

乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、養護相談等を通じ、親子関係形成支援が必要であると判断した家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた児童とのかかわり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対して、講義、グループワーク等を内容としたペアレント・トレーニング等を保護者に対して実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	-	-	-	-	-

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	-	-	-	-	-

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 既存の事業の中で、保護者に対する個別又は集団での支援を実施している。今後本事業として実施していく必要があるのかを検討していきます。

◆ 子ども・子育て支援法改正による新事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設された事業について、「量の見込み」や「確保方針」を策定し、計画的な整備を進めていきます。

① 妊婦等包括相談支援事業

・ 概要

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面談（回）	1,803	1,740	1,680	1,620	1,563

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面談（回）	1,803	1,740	1,680	1,620	1,563

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、妊娠届出数等から対象者数を算定したうえで、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を乗じて算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 妊娠届出時、妊娠8か月時アンケート、乳児家庭全戸訪問時の状況把握に努め、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進し、量の見込みを確保していきます。

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

・ 概要

就労の有無や理由を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、未就園児を預けられる通園支援事業です。

・ 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	定員数（人/月）	-	3	3	3	3
1歳児	定員数（人/月）	-	5	5	4	4
2歳児	定員数（人/月）	-	5	5	5	5

・ 確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	定員数（人/月）	-	3	3	3	3
1歳児	定員数（人/月）	-	5	5	5	5
2歳児	定員数（人/月）	-	5	5	5	5

・ 算出方法や確保の内容等

・ 量の見込みは、「必要受入れ時間数（対象年齢の未就園児数（人）＊月一定時間）（時間）」を「定員1人1か月当たりの受入れ可能時間数（時間/人）」で除して算出しています。

・ 月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定し、定員1人1か月当たりの受入れ可能時間数は、176時間（8時間＊22日）としています。

・ 確保方策（必要定員数）は、量の見込みで算出した「必要定員数」をカバー出来るよう定員を設定する予定です。

③ 産後ケア事業

・ 概要

出産後、心身の不調、育児不安等により、育児支援を必要とする母子を対象として、産科医療機関・助産所での宿泊や通所、もしくは助産師による家庭訪問にて、心身のケアや相談支援を行い、安心して子育てができるようにサポートする事業です。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	159	154	148	143	138

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	159	154	148	143	138

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、「推計産婦数（人）」に「利用見込み産婦数（人）/全産婦数（人）」と「平均利用日数（日）」を乗じて算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 対象者に対する利用者の割合は増加しており、必要な方が利用できるように、対象者の把握及び委託施設等の整備を行い、量の見込みを確保していきます。

① 現状の分析（個々のこどもの発達にきめ細かな対応をするため）

第二期瀬戸市子ども・子育て支援事業計画期間中、令和4年度こそ待機児童は0名でしたが、本計画の最終年度である令和6年度の本市の年度当初の待機児童は7名であり、平成31年度当初の61名をピークに徐々に人数は減りつつも依然として待機児童が発生している状況です。待機児童の内訳としては、すべて0～2歳の低年齢児で、育休復帰の1歳児がそのほとんどを占めます。これは、少子化によってこどもの数が年々減っているものの、共働き世帯の増加が続き、特に0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まっているためと分析できます。

また、令和6年度当初における市全体での保育所の利用定員数（0～2歳児）は798人と、申込児童数（0～2歳児）716人を上回っており、数字の上では利用定員に空きが生じている様に見えますが、保育士が足りないことにより定員まで受け入れが出来ない状況が続いています。市内に定員に見合った施設が不足しているわけではなく、公立園や私立園において、保育士を十分に確保できれば、受け入れる園児を増やすことができます。

こうしたことから、待機児童が発生した原因は、低年齢児の申込み希望に対応するための保育士が確保できないことにあると考えております。

一方で、3歳以上については、1号認定・2号認定とも利用希望者数に対して、施設面・人材面とも提供体制が確保されている状況と捉えています。

② 今後5年間の量の見込みについて

0～2歳（3号認定）の低年齢児の量の見込みについては、人口全体の減少傾向に比べて緩やかであるものの、今後も引き続きニーズが継続する見込みとなっています。

一方で、3歳以上（1号認定・2号認定）の量の見込みについては、どちらも減少傾向であり、特に1号認定の減少幅が大きくなる見込みです。

③ 今後5年間の提供体制の確保方策について

提供体制については、第二期計画の期間中に保育所や小規模保育所等の施設の整備を進めたこともあり、第三期計画の各年度において、量の見込みに対し、利用定員の総数が上回っているため、施設面での提供体制は確保できる見込みです。

一方で、全国的に保育士不足が課題となっている中、本市においても低年齢児の保育ニーズの高まりに対応できる保育士を確保することが年々難しい状況になっているため、いくつかの保育人材確保に関する事業を実施しています。

また、公私立園の使用済み紙おむつの回収委託や公立園事務の保育課請負、私立園の保育補助者への補助、保育業務支援システム導入等のICT化の推進に取り組むことにより保育現場で働く職員の負担軽減も進めています。

令和6年度は、国が「保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）」を施行して以来76年ぶりとなる保育士配置基準の改定があったものの、保育士の確保が進まず、現時点での対応の目途は立っておりません。

なお、1歳児については、「こども5人につき保育士1人」という国基準を上回る独自の配置基準を設定しており、さらに保育士の負担軽減と保育の充実を図っています。

第三期計画の期間においても第二期計画において実施した事業の継続や新たな保育士人材確保に関する事業を検討するとともに、保育現場で働く職員の負担軽減の取組をしていきます。また、幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、発達支援を含めた切れ目のない支援を継続していきます。さらに、保育士・幼稚園教諭等の合同研修の実施を通じ、両者が交流することで互いの知識や技術を深め、一人一人が専門性を高めることで質の高い幼児教育や保育の提供に繋がっていきます。

本市では認定こども園は整備されておきませんが、認定こども園のニーズも少なからずあることから、幼稚園や保育園が持つ資源を活用した認定こども園への移行を支援し、0～2歳児の受入れ確保に力を入れていきます。

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導等の法に基づく事務の執行などにおいて、市町村は都道府県に協力を要請することができます。これを受け、本市は、地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導や立入調査等について愛知県と情報共有や連携を図り、子育てのための施設等利用給付を円滑に実施します。

1

数値目標の設定

本計画の推進にあたっては、基本目標ごとに数値目標を設定し、施策の進捗管理を行っていきます。なお、本計画は令和11年度までの計画であり、令和11年度に本計画の総括及び改定業務の実施を想定しているため、数値目標は令和10年度に設定しています。

また、基準値の欄に「%」で記載している数値は、主に令和5年12月に実施した「瀬戸市子ども総合計画改定のためのアンケート調査結果」の数値です。

※保護者…6歳児・小学5年生・中学2年生保護者

基本目標1 子どもの権利を守る

指標		基準値	目標値
		R5	R10
「子どもの権利を知っていますか」の項目で「内容を知っている」と答えるこども・若者、保護者の割合	小学5年生	25.6%	30.0%
	中学2年生	26.2%	31.0%
	17歳	47.2%	52.0%
	19-29歳	30.8%	35.0%
	保護者	29.4%	34.0%
「瀬戸市子どもの権利条例を知っていますか」の項目で「内容を知っている」と答えるこども・若者、保護者の割合	小学5年生	6.0%	11.0%
	中学2年生	5.0%	10.0%
	17歳	5.4%	10.0%
	19-29歳	3.8%	8.0%
	保護者	8.0%	13.0%
「自分のことが好き」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えるこども・若者の割合	小学5年生	68.7%	75.0%
	中学2年生	61.6%	65.0%
	17歳	70.3%	75.0%
	19-29歳	75.2%	80.0%
子ども・若者会議の実施		3回	3回

基本目標2 こども・若者の育ちの支援

指標	基準値	目標値
	R5	R10
保育園の待機児童数	2人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブが楽しいと思う児童の割合 (利用児童へのアンケート)	96.3%	97.0%

「放課後学級」が楽しいと思う児童の割合 (利用児童へのアンケート)		94.2%	95.0%
「こどもがスポーツ、自然体験、社会活動などのできる機会や場所がある」の項目で「満足」「やや満足」と回答する保護者の割合		41.6%	46.0%
「こどもを生き育てたいと思いますか」の項目で 「思わない・わからない」と答える若者の割合	17歳	39.0%	35.0%
	19-29歳	30.8%	25.0%
「瀬戸市は、安心してこどもを生き、育てることができる環境にあると思いますか」の項目で「思う」「どちらかといえば、そう思う」と答える若者の割合	19-29歳	61.6%	66.0%
小・中学生期、高校生期のこどもの学びの場・体験活動を利用した人数 ※交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルームで開催する教室に参加したこどもの延べ人数		1,610人	1,700人
小さいこども向けの各種教室やまつり、職場体験等に参加する中学生・高校生・大学生世代の若者の数 ※交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館での異世代交流事業、ボランティア、職場体験、インターンシップ等に参加する中学生・高校生・大学生世代の若者の人数		403人	450人

基本目標3 子育て家庭への支援

指標	基準値	目標値
	R5	R10
「子育てを楽しんでいると感じる」の項目で「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」と回答する保護者の割合	89.3%	95.0%
「子育ては孤独と感じる」の項目で「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」と回答する保護者の割合	31.4%	20.0%
「瀬戸市は、妊娠期から出産期、子育て期まで、気軽に相談できる窓口が整っていると思いますか」の項目で「思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答する保護者の割合	54.5%	59.0%
「子育てにかかる費用について、経済的な負担を感じますか」の項目で「感じる」「たまに感じる」と回答する保護者の割合	79.9%	74.0%
「子育てが地域の人（もしくは社会）に支えられていると感じますか」の項目で「十分に感じる」「時々感じる」と回答する保護者の割合	55.8%	70.0%
「公園など、こどもが安心して遊べる場所がある」の項目で「満足でない」「それほど満足でない」と回答する保護者の割合	56.8%	29.0%
「歩道や信号機などが整っており、交通事故の心配がない」の項目で「満足」「やや満足」と回答する保護者の割合	31.7%	36.0%

平日に子どもと接する時間が理想よりも少ないと思う保護者（母親）の割合	35.6%	30.0%
平日に子どもと接する時間が理想よりも少ないと思う保護者（父親）の割合	74.6%	69.0%

基本目標4 困難な状況に対応する子ども・若者、その家庭への必要な支援

指標		基準値	目標値
		R5	R10
「高校までの教育を受けさせたいが、経済的に難しい」と回答する保護者の割合		10.2%	2.0%
「大学までの教育を受けさせたいが、経済的に難しい」と回答する保護者の割合		38.9%	20.0%
「保護者からたたかれたり、なぐられたりした」の項目で、「あてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」と回答する子ども・若者の割合	小学5年生	25.0%	5.0%
	中学2年生	22.2%	10.0%
	17歳	37.8%	10.0%
	19-29歳	42.7%	20.0%
外国人生徒の高校進学率（定時制を含む）		88.9%	96.0%
日本語初期指導が必要な児童生徒に対する初期指導の割合		100.0%	100.0%
「瀬戸市では、子ども・若者が困った時に、気軽に相談できる窓口が整っていると思いますか」の項目で「思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答する子ども・若者の割合	小学5年生	77.4%	80.0%
	中学2年生	67.2%	72.0%
	17歳	45.5%	50.0%
	19-29歳	46.4%	51.0%
「子どもが犯罪の被害にあわないように配慮されている」の項目で「満足」「やや満足」と回答する保護者の割合		26.9%	31.0%

2

計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、一人ひとりの市民や地域団体、こどもにかかわる活動団体、事業所等、様々な主体が本計画を知り、関心を持ち、一緒に取り組んでいくことが重要です。

このため、本計画の内容を本市のホームページで掲載し、本市が発行する様々な媒体を通じて周知・啓発を行い、市民の理解と行動を促進します。

3

計画的な推進

本計画を着実に実行し、目指すまちの姿を実現していくためには、施策や事業の実施状況を点検・評価し、次の取組に向けて検討し、改善して取り組んでいく、PDCAサイクル、つまりPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（対策・改善）の4つのプロセスを繰り返し、継続的に取り組んでいきます。

Check（評価）については、瀬戸市子ども・子育て会議に年次報告を行い、Action（対策・改善）にあたっての助言を受けることとします。

また、こども・若者に関する施策は社会状況に応じて大きく変化することもあるため、必要に応じて随時見直しを行い、適切な対応に努めます。